# 借財と日常家事行為

髙 森 哉 子

はじめに

日常家事行為と表見代理に関する私見

(一) 民法七六一条の趣旨

(二) 日常家事行為の範囲

二 日常家事行為が問題とされた借財に関する判例の考察(三) 日常家事行為と表見代理

(一) 自己名義の場合(I型)

二 小 括 (1) 他方名義の場合(Ⅱ α型・Ⅱ β型)

おわりに

はじめに

夫婦の一方が、他方に無断で他方を代理して、民法七六一条所定の日常家事行為の範囲をこえて行為をした場合、

その行為について表見代理の規定が適用されるかについては議論の対立がある。

日常家事行為と表見代理に関して、最判昭和四四年一二月一八日(民集二三巻一二号二四七六頁)は、夫Mが妻X(ご)

ると信ずるにつき正当の理由のあるときにかぎり、一一○条の趣旨を類推適用して、第三者の保護をはかればよい旨 じめて七六一条の日常家事行為の範囲の判断基準について述べ、七六一条に基づく夫婦相互の代理権を肯定した上で、 所有の不動産を自己のYに対する債務を清算するために、Xに無断でYに売却してしまったという事案において、は 相当でないから、当該越権行為の相手方においてその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属す これを基本代理権として一一〇条の表見代理の成立を肯定することは、夫婦の財産的独立をそこなうおそれがあって

判示した。

て他方名義の不動産を処分した場合に限定して、私見に即して最高裁昭和四四年判決及びそれ以前とそれ以後の判例 なる同種の事案に対して、右最高裁判旨は先例たりうる具体的明確な基準を示していない。 れば「一一○条類推の正当理由」が肯定されるのか、その内容は不明確であるし、日常家事行為と表見代理が問題と この問題に関しては、すでに前々稿において私見を述べ、前稿では問題を夫婦の一方が他方に無断で他方を代理し(3) 右最高裁判旨は、我妻説に代表される一一○条類推適用説の立場を採るものであるが、具体的に如何なる事実があ

1 その妻をWと称する 夫婦の一方の無権代理行為が問題となった事案において、無権代理人が夫の場合にその夫をM、無権代理人が妻の場合に 私見に即した判例の分析を通して考察したい。

他方名義で借財した場合を採り上げ、日常家事行為の範囲の具体的判断基準と、日常家事行為と表見代理の関係を、他方名義で借財した場合を採り上げ、日常家事行為の範囲の具体的判断基準と、日常家事行為と表見代理の関係を、

を検討した。そこで本稿では、夫婦の一方が自己名義で借財した場合及び夫婦の一方が他方に無断で他方を代理して

2 傍点部分を一一○条の正当理由と対比させて、「一一○条類推の正当理由」とよぶことにする。

借財と日常家事行為

三九 (三九)

- 3 これを以下髙森①と略する。 髙森八四郎・髙森哉子「夫婦の日常家事行為と表見代理」名城法学三八巻別冊本城武雄教授還暦記念論文集一九頁以下。
- 4 高森八四郎・髙森哉子「他方名義の不動産処分と日常家事行為」関西大学法学論集三八巻四号一頁以下。これを以下髙森
- 5 クレジット・カードによる借財については稿を改めて (「クレジット契約と日常家事行為」) 論じたいので本稿では除外する。

## 一 日常家事行為と表見代理に関する私見

#### (一) 民法七六一条の趣旨

って生じた債務について、連帯してその責に任ずる。」と規定する。 (1) 民法七六一条は「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによ

現行法は、婚姻生活における両性の本質的平等の理念に従って、夫婦別産制の下で、婚姻費用は夫婦が分担するも

すべきものであるならば、 を保護することにもなる。これが、日常家事行為に関して生じた債務について夫婦の連帯責任を定めた七六一条の趣 共同体のきずなを強化することになり、かつ、日常の家事に関する事項について、その夫婦の一方と取引した第三者 のとしている(七六〇条)が、この婚姻費用の分担責任に基づいて、日常の家事に関する支出は夫婦が共同して負担 日常の家事に関して生じた債務についても、夫婦が共同して責任を負うとするのが、夫婦

していたが、現行七六一条は法文上これを明らかにしていない。そこで、七六一条が、夫婦が相互に日常の家事に関 (2) 次に、旧民法八○四条は「日常ノ家事ニ付テハ妻ハ夫ノ代理人ト看做ス」として明確に代理権の存在を規定

旨である。

する法律行為について他方を代理する権限を有することをも規定したと解することができるか否かについて、学説は

否定説と肯定説に分かれ、肯定説は更に部分的代理権説、代表権説、管理権説、授権説等に分かれる。

家事に関する法律行為につき他方を代理する権限を有することをも規定しているものと解するのが相当である」と判 ぎないけれども、同条は、その実質においては、さらに、右のような効果の生じる前提として、夫婦は相互に日常の 条は「その明文上は単に夫婦の日常の家事に関する法律行為の効果、とくにその責任のみについて規定しているにす この学説の対立を反映して判例も肯定説と否定説に分かれていたが、最判昭和四四年一二月一八日は、民法七六一

るので、夫婦の共同生活の実態という観点から、任意代理権としての日常家事代理権を肯定してよいと考える。 あるが故に、その共同生活を維持するために日常家事の範囲内で任意的に相互的に代理権を授与しあっていると考え 私見は、婚姻共同体の夫婦の実質的なありようを判断すれば、仮に七六一条という規定がなくても、夫婦は夫婦で

(3) 最判昭和四四年が日常家事代理権を肯定した結論を私見も支持するが、日常家事代理権は法定代理権とみる

示し、肯定説の立場にたつことを明らかにした。

できず、夫婦の一方が七六一条の責任を免れようと思えば「第三者に対し責に任じない旨を予告」しなければならな い(七六一条但書)という構造になっている(髙森八四郎「石田編・民法総則」二二九頁)また仮に七六一条の規定 である。従って、客観的にみて日常家事行為に属する行為を夫婦の一方が内部的に制限しても善意の第三者には対抗 包括的に代理権の範囲が法定されているだけで、性質上無能力者のための法定代理とは異質のものと考えられるから べきではない。何故なら七六一条の代理権は商業使用人(商法三八条、四三条、四四条)と同じく客観的、画一的、

四一(四一)

が法定代理であるとの見解をとるにしても、今日四宮説にみられるように法概念の相対性という考え方にたって(四

借財と日常家事行為

宮和夫「民法総則」第四版二六八頁)表見代理の法理が理論上問題となりうる場合は性質上任意代理とみて法的処理 をするのが妥当である。

- 判昭和三七年六月一九日)」同志社法学八二号六九頁。 「親族法」六六頁、鍛治良堅「日常家事債務に関する理論構成」法律論叢四八巻四~六号三○九頁、國府剛「判批(東京高 | 否定説|| 立石芳枝=我妻栄「親族法・相続法コンメンタール」一一五頁、青山道夫「家族法論」一〇四頁、谷 田
- (2) 肯定説 部分的代理権説-板木郁郎「判批(広島高判昭和二六年三月五日)」立命館法学二巻一一六頁。 代表権説— 中川 Low School No. 34 一三三頁、遠藤浩「判批(最判昭和四四年一二月一八日)」民法の判例(第二版)二八頁。管理権説— 法大系Ⅱ二四八頁、同「判批(最判昭和四四年一二月一八日)」判例評論一四〇号二四頁、 中川淳「家事債務と 表見代理」 我妻栄「親族法」一一一頁註(四)。授権説―伊藤進「民法七六一条についての一考察」法律論叢四一巻四~六号合併 号 四 善之助「新訂親族法」二四四頁、松坂佐一「民法提要・親族法相続法」五八頁、三島宗彦「日常家事債務の連帯責任」家族
- (3) 各説の紹介として中川淳・前掲一三一頁以下、同「夫婦の家事代理権」民法学7一○六頁以下、奥村長生「判批(最判昭 ○二頁、小野幸二「日常家事代理権と表見代理」法学教室第二期第7号一二四頁、各説に対する批判として伊藤・前掲三八 和四四年一二月一八日)」曹時二二巻八〇号一六五五頁、 右近健男「日常家事債務の連帯責任と表見代理」 民法の争点IT

九頁以下、鍛治・前掲三〇九頁以下。

常家事代理権を肯定してよい。幾代通「民法総則」三九一頁が「現行七六一条は、やはり、夫婦には(夫婦なるがゆえに) な人間関係類型において右のような授権を定型化しているもの、と解するのが自然である。」 とするのは、 私見とほぼ同旨 または黙示的に代理権授与があると認定しうるのが通常であろうと思われるから、結局七六一条は……夫婦という特殊緊密 妥当と思われる。かりに民法中に同条がなかったと仮定しても、夫婦という実態のあるところ、一定事項については明示的 日常家事の範囲内で相互的に代理権を認めたものである(したがって、表見代理が問題になる余地がある)、と解する の が と解するのは、夫婦の共同生活の実態にそぐわないと思われる。また共同生活の実態を重視すれば、内縁関係の夫婦にも日 日常家事の範囲内で、夫婦の一方が他方の個別的承諾を得ずに他方を代理してなした行為が、すべて無権代理行為である

#### (二) 日常家事行為の範囲

予想される行為である。いいかえれば、「日常家事行為とは、行為の種類・性質からして夫婦の共同生活を維持する などの支払、相当な範囲内での家族の保健・娯楽・医療・未成熟の子女の養育・教育などに関する支出である。 れる。たとえば、食料品や燃料、衣類(但し相当範囲での)の買入、家賃・地代・水道・電気・ガス・電話・管理費 行為を指すのであれば、どの家庭の家計簿の支出欄にも日々記入される事項の買入や支出は日常家事行為に当然含ま 油ノ買入、衣服ノ調整、家賃ノ支払等ノ如キ即チ是ナリ」というのが立法者の見解である (四)」一九一頁)。 日常家事行為が抽象的には、個々の夫婦がそれぞれの共同生活を営むために通常必要とする 法律 行為の種類・性質からして夫婦の共同生活を維持するために日常的に反復継続されることが、社会通念上当然 日常家事行為とは「衣食住ニ関シ何レノ家ニ於テモ通常必要トスル法律行為ヲ謂フ例へハ米、 (梅謙次郎 「民法要義

常の家事に関する法律行為の範囲内に属するか否かを決するにあたっては、同条が夫婦の一方と取引関係に立つ第三 者の保護を目的とする規定であることに鑑み、単にその法律行為をした夫婦の共同生活の内部的な事情やその行為の の存する地域社会の慣習によっても異なるというべきであるが、他方、問題になる具体的な法律行為が当該夫婦の日 「その具体的な範囲は、 個々の夫婦の社会的地位、職業、資産、収入等によって異なり、また、その夫婦の共同生活

ために日常的に反復継続されることが、社会通念上当然予想される行為である」と定義できよう。

日常家事行為の範囲について問題となるのは、その具体的判断基準である。最判昭和四四年一二月一八日は、

四三(四三)

個別的な目的のみを重視して判断すべきではなく、さらに客観的に、その法律行為の種類、性質等をも充分に考慮し て判断すべきである。」と判示した。

多くの学説も右最高裁判旨に同調するが、夫婦の内部的事情(社会的地位、職業、資産、収入、地域社 会の 慣 習

等)や主観的意図(行為者の目的、動機)及び客観的事情(行為の種類、性質)の何に重点をおいて判断するかにつ いては、 論者の説くところにより差異がある。

具・調度品の購入などは当然に含まれる。問題となるのは、これらの目的のために資金を調達する行為―既存の財産 我妻栄「親族法」一○六頁は、「家族の食料・光熱・衣料などの買入、保健・娯楽・医療・子女の養育・教育・家

たって広範囲に行為者の主観的意図(目的・動機)を考慮する立場である。(エ) 借財など)においてはもとよりのこと、これを逸脱する場合でも、当該夫婦の共同生活にとくに必要な資金調達のた めのものは、なお含まれると解すべきものと思う。」 としており、 これは日常家事行為の具体的範囲を判断するにあ の処分と借財―だが、これも、普通に家政の処理と認められる範囲内(例えば月末の支払のやりくりのための質入・

あり、 べきではなく、更に客観的に、その行為の種類、性質等を充分に考慮して判断すべきだと、最高裁は説いているので 事情により個別的に異なるが、七六一条が第三者保護の規定であることを考慮すれば単にそれのみを重視して判断す 判夕六三五号七九頁)、 しかし判旨を素直に読めば、 日常家事行為の具体的範囲はその夫婦の資産・収入等の内部的 右最高裁判旨は我妻説にたつものと理解されているようであるが(右近「判批(大阪簡判昭和六一年八月二六日)」 この様に解するのが本判決の調査官の解説である奥村・前掲一六五六頁の記述からも妥当であると思われる。

(3) 私見は、日常家事行為が、行為の種類、性質からして夫婦の共同生活を維持するために日常的に反復継続さ

べきではない。従って本稿のテーマである借財についていえば、いかなる程度の借財が日常家事行為の範囲内に含ま 考えあわせれば、 ば他方は連帯責任を負わされるのであり、加えて七六一条が夫婦の一方と取引をした第三者保護の規定であることを に判断すべきであると考える。夫婦の一方が他方の承諾を得ずになした行為が七六一条の日常家事行為と判断されれ 職業・社会的地位等の内部的事情と、その行為の種類、性質等の客観的事情を考慮して、社会通念に照らして客観的 れることが、社会通念上当然予想される行為であるならば、その具体的な範囲については、その夫婦の資産・収入・ 日常家事行為の概念と範囲をあいまいにする行為の目的や動機といった主観的意図は考慮にいれる

この程度内でも日常家事行為と認めるべきではない)。 この範囲を越える場合には、 借財が他方の承諾をとる必要のない日常家事行為と認めるべきであろう(但しサラ金等から高利で借りる場合には、 通常の健全な家庭を営んでいる

他方の特別の承諾を得て相談の上借財するのが通常であると思われる。

れるかは、その夫婦の資産・収入と債務額の観点から客観的に決定すべきである。

一般的には月収の一~三割程度の

られるように家庭生活の破壊がもたらされることを考えると、抽象的に金額のみから判断せず、借り受け目的を考慮 して個別的に判断していく態度は妥当であるとする見解(齊木敏文「日常家事代理権と表見代理」判タ六五〇号六四 るべき要請が強くなってきているとともに他方で借財について安易に七六一条の連帯責任を認めるとサラ金問題にみ これについて、 の有無の判断について、 二で検討するが借財についての近時の判例は、日常家事行為に該当するか否かの判断及び一一○条類推の正当理由 しかしサラ金問題についていえば、サラ金業者が主婦に対して出費が何にあてられるかを問い、 消費者金融が著しく発達して家庭生活に入ってきている今日、一方で借財も日常の家事の範囲に含め 借受け時に相手方に説明した使途目的及び実際の使途を重要な判断基準とする傾向がある。

四五 (四五) 頁)もある。

にあてるとの言を得てから貸付け、のちに日常家事行為だから夫にも責任があると主張するケースがふえてきており (髙森八四郎「石田編・民法総則」二三一頁)借り受け目的を考慮することは、かえって弊害が多い。

またこのように解しても現実に日常家事行為に支出した部分については、夫婦は七六一条により連帯責任を負うので 使途目的及び実際の使途目的の如何を問わず日常家事行為には該らないと解するのが、 場合には、権限濫用として処理される。そして、月収の一~三割程度をこえる借財は、 夫婦は七六一条により連帯責任を負うと解すべきである。しかし右の基準にてらし客観的には日常家事行為である借(4) 時に相手方に説明した使途目的及び実際の使途目的の如何を問わず現実には非日常家事行為的に費消されようとも、 夫婦の資産・収入・債務額を考慮して、月収の一~三割程度の借財であれば(但し、高利のものを除く)、 (高利ではなく月収の一~三割程度のもの)であっても、借主の非日常家事行為的使途目的を相手方が知っている 借受け時に相手方に説明した 夫婦別産制の尊重につながる。 借受け

す る。 6 活を維持するために日常的に反復継続されることが、社会通念上当然予想される行為であるから、日常家事行為とし 地享「注釈民法(二〇)」三五九頁)。 しかし、 日常家事行為とはそもそも、行為の種類・性質からして夫婦の共同生 てなされる借財も月々の生活費のやりくりのためになされる小額のもののはずであり、かかる批判はあたらないと解 従前の判例の傾向について「金額からのみこれを判断し、しかもその額はいちじるしく低い」との批判がある(有 あるから、取引の相手方を害することもないのである。

1 我妻説と同様に行為者の主観的意図を重視する見解として齊木敏文「日常家事代理権と表見代理」(判夕六五〇号六二頁) 「行為の外観からは日常の家事に関する行為かどうかは必ずしも明らかでないような場合、換言すれば、目的いかんに

視せざるをえないと考えるべきである。」とする。 と推認されるような場合(たとえば、二〇万円相当の服の購入)には、当該夫婦の資産・収入、当該行為の主観的目的を重 夫婦の他方にも債務を負担させるときには他方の了解を絶対に必要とする家庭もあるし、了解が不要な家庭もあるであろう よって行為のもつ意味に大きな差が生じることがあらかじめ予想される場合 (たとえば借財)、 あるいは当該行為によって

- 2 とんど考慮しないか、しても重視はしないという趣旨ではないかと疑問視する。 には属しないものというべきであろう。」としている。 これに対して齊木・前掲六二頁は、 奥村説は夫婦の主観的目的をほ 特有財産である不動産を担保に供したり、それを売却したりするような行為は、一般的には、日常の家事に関する法律行為 ると解してよいであろうし、他方、日常の生活費としては客観的に妥当な範囲を越える借金をしたり、また、夫婦の一方の する法律行為は、その行為をする夫婦の主観的意思のいかんにかかわらず、民法七六一条所定の家事に関する法律行為であ 地代、電気水道料金の支払等の法律行為や、相当な範囲内での家族の保健、娯楽、医療、未成熟の子女の養育、教育等に関 奥村・前掲一六五六頁は、「社会通念上生活必需品とされる食糧・衣類・燃料の買入、夫婦の共同生活に不可欠な家賃、
- 3 別的な目的のみを重視して判断すべきでなく、……」というくだりで我妻説にひきづられた形で「目的」ということばを使 理規定との関係につき我妻説に従っていること、「単にその法律行為をした夫婦の共同生活の内部的な事情やその行為の個 ったためではなかろうか。 最判昭和四四年一二月一八日が、日常家事行為の具体的範囲につき我妻説にたったと誤解されるのは、七六一条と表見代
- 4 ることが、社会通念上当然予想される行為とは言い得ないから、金額の如何を問わず、日常家事行為ではない。 但し飲屋のツケのようなものは、その行為の種類、性質からして夫婦の共同生活を維持するために日常的に反復継続され
- 5 問題となった借財が現実に何に費消されたかの認定は、この意味において重要である。
- 私見では他方名義の不動産処分は原則として日常家事行為に該らない。これについては髙森②参照

#### 三) 日常家事行為と表見代理

借財と日常家事行為

1 夫婦の一方が他方を代理して日常家事行為の範囲外と判断されるような行為をした場合、その日常家事行為

四七 (四七)

判昭和四四年一二月一八日以前の学説の多数説であった。 外行為について七六一条の日常家事代理権を基本代理権として一一〇条の表見代理の規定の適用を肯定するのが、 最

この多数説に対しては一一〇条の適用を直接肯定することは夫婦の財産的独立を侵害するおそれがあるとの批判が

理に譲り、とくに代理権の授与があった場合にだけ、それを基礎として一一〇条を適用することが、夫婦の財産的独 囲を……広く解し、かつその範囲についてだけ表見代理の趣旨を適用し、それ以外の行為については、代理一般の法 当な事由がある場合には、第三者は保護されると解すべきである」(我妻・前掲一○七頁)とし、「日常の家事の範 立の理想に近づくゆえんではあるまいか。」(同・前掲一〇九頁)と主張する。 は夫婦共同生活の運営を妨げる。従って、表見代理の趣旨を類推適用して、日常の家事の範囲内と信ずるについて正 を限定することは、 的によって異なり、外部から正確に判断することは困難である。それにもかかわらず、内部的事情に従ってその範囲 あり、このように批判する学説は「日常の家事の範囲は、……各夫婦共同生活の事情により、またその行為をなす目 第三者を害するおそれが多いのみならず、―第三者に過当な警戒を強いることになって―ひいて

この我妻説に従って最判昭和四四年一二月一八日は、「夫婦の一方が右のような日常の家事に関する代理権の範囲

為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときにかぎり、 他の一方に対しその他の何らかの代理権を授与していない以上、当該越権行為の相手方である第三者においてその行 表見代理の成立を肯定することは、夫婦の財産的独立をそこなうおそれがあって、相当ではないから、 を越えて第三者と法律行為をした場合においては、その代理権の存在を基礎として広く一般的に民法一一〇条所定の 夫婦の一方が

一○条の趣旨を類推適用して、その第三者の保護をはかれば足りるものと解するのが相当である。」 と判示し、 こ

の最高裁判決の判旨=我妻説(一一〇条類推適用説)が、現在のところ日常家事行為と表見代理に関する見解の有力

説である。

ことは夫婦の財産的独立をそこなうことになるから、相手方に「日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信 ()最判昭和四四年一二月一八日は、七六一条の日常家事代理権を基本代理権として一一○条を直接適用する

ずるにつき正当の理由のあるとき」にかぎりという要件を附加して、第三者が保護される範囲を限定することにより

七六一条と表見代理との関係に関する最高裁の判旨は我妻説に依拠するものである。我妻説は日常家事行為の範囲を (即ち一一〇条を類推適用することにより)夫婦の財産的独立と第三者の保護との調和が図られると説く。 しかし一一〇条を直接適用することが何故夫婦の財産的独立を侵害することになるのか、その理由は明らかでない。

ずるのがもっともだと思われること」(我妻「新訂民法総則」三七一頁)という事情があり、代理権の存在について の善意・無過失のことをいうと余りにも漠然と規定するから、一一〇条をそのまま適用したのでは一一〇条の成立す

行為者の目的・動機等主観的意図を重視して広くとらえ、かつ一一○条の正当理由を「普通の人が代理権があると信

と一一〇条の「正当理由」はゆるやかに判断されるという半ば定式化した理解の仕方があるようである。 制限的要件を附加して一一〇条の成立範囲をせばめる必要があったのであろう。そして一般的に一一〇条類推適用説 の方が第三者の保護される範囲がせばまり夫婦の財産的独立に資すると解される基礎には、一一〇条を直接適用する る範囲がかなり広くなり夫婦の財産的独立を侵害するおそれが強いので、一一○条の適用についてはそこに何らかの

间結局日常家事行為と表見代理が問題となる事案においてまず考察されるべきは、一一○条の正当理由の判

であり、具体的に如何なる事実があればその正当理由が肯定されるかを明らかにすることである。我妻説は、

借財と日常家事行為

四九(四九)

認すべき注意義務即ち調査確認義務を相手方に課し、本人の意思を確認すべきであったのに確認しなかった相手方に は過失があるとして、正当理由を否定するというプロセスをとる。 観的事情であるとし、 る場合が多いとする(我妻「新訂民法総則」三七一頁)。 判例も、 実印の所持は原則として正当理由を成立させる客 ように正当理由=善意・無過失と定義し、代理権の授与とともに実印等を交付してあるときは、正当理由が認められ 「疑念を生ぜしめるに足りる事情」が存在するときは、 代理権の有無について本人の意思を確

があるにすぎないから、実印の所持は、何らかの代理権の徴表とはなりえても、代理人が自称する当該取引について まざまであるが、そのような内部的事情を見知っていない相手方にとっては、実印の所持というひとつの客観的事実 印は夫婦間であれ他人間であれ、さまざまな理由によって本人から代理人に預託されたり交付されたりするものであ 回しかしながら、 盗用や偽造もなされる可能性の高いものだからである。そして代理人が実印を所持するに至る内部的事情はさ 実印の所持は、 原則として正当理由を成立させる客観的事情とみるべきではない。 何故なら、 実

の代理権の徴表とはなりえない。

むしろ相手方が無権代理の不利益を負いたくなかったら、代理人の代理権の有無・範囲について本人に問合せるのが、 合せずに代理人を通して本人と取引し、代理人に当該取引についての代理権がなかった場合には、 せなければならない義務 の不利益を負うだけである。もちろん問合せる義務がないということは、問合せてはならないということではない。 相手方が代理人を通して本人と取引する際に、代理人の代理権の有無・範囲について、相手方が本人に問合 (調査確認義務)はないと考える。相手方が代理人の代理権の有無・範囲について本人に問 相手方は無権代理

普通の取引形態である。

に本人に責任を負わせることによって、取引の安全を得ようとしたのである。 りと信ずべき正当理由のあることを、相手方が保護されるべき要件であると定め、相手方に正当理由が成立するとき 無権代理の不利益を負わせるのは酷である。一一〇条は、まさにこのような場合の相手方を保護するために代理権あ 取引が本人によって承認されつつがなく履行されてきたので、今回の取引についても本人に問合せるまでもなく従来 と同様に代理人には代理権があると相手方が信じたところ、今回は代理権がなかったというような場合には相手方に しかし、相手方がこれまでも代理人を通して今回の取引と同種同量の取引をしたことがあり、これまでもそれらの

あり」それ故相手方が「代理権の存在を信じた」ときには、相手方に代理権ありと信ずべき正当理由が成立する。 が普通であるが「本人に代理権の有無・範囲について問合せをすることが全く不要と感じさせるほどの客観的事情! 従って相手方には本人に問合せる義務はなく、しかし相手方が無権代理の不利益を負いたくなかったら問合せるの

って一一〇条の正当理由は単なる善意・無過失ではない)。 解釈、正当理由肯定否定判例の実質的判断プロセス(形式的推論のプロセスではなく)から導かれたものである(従 富井政章「民法原論 これは、起草者たる梅・富井両博士の見解(梅謙次郎「民法要義(巻之一総則編)」訂正増補版二七七頁二七八頁 (第一巻総論)」訂正増補版五一四頁五一五頁)、一一○条の立法趣旨、一一○条の文言の忠実な

ほどの客観的事情か、即ち、正当理由を成立させる主要な肯定的ファクターは何かが問題になる。私見は、一一○条 一般をこでいかなる客観的事情が、本人に代理権の有無・範囲についての問合せをすることが全く不要と感じさせる

は本人によって承認されつつがなく履行されてきた(梅・富井・第一類型)、あるいはこれに準じるような客観 相手方がこれまで代理人を通して本人と同種同量の取引をしてきたが、いずれもこれらの取引

借財と日常家事行為

五一(五一)

情(たとえば本人の認容的言動)のあることが、正当理由を成立させる主要な肯定的ファクターであると考える。

事情」は否定的ファクターであるから、否定的ファクターが存在するときにはそれを凌駕するほどの積極的な肯定的 他の積極的な肯定的ファクターとあわさって、はじめて正当理由を成立させるところのそれ自体は弱い肯定的ファク ターにすぎない。また代理人の詐欺師的言辞は肯定的ファクターとみるべきではない。「疑念を生ぜしめるに足りる 実印の所持は原則として正当理由を成立させる客観的事情ではなく、ひとつの肯定的ファクターにすぎず、しかも

ファクターが存在しなければ、正当理由は成立しない。

常家事行為とは評価できない行為について表見代理の適用を考えようとする。しかも我妻説の立場では実印等の交付 我妻説は、日常家事行為の範囲を行為者の目的・動機等主観的意図を重視して広くとらえ、その基準でもなおかつ日 ことが、夫婦の財産的独立を侵害することにはならず、むしろ財産的独立を尊重する結果となるのである。むしろ、 ♡私見は、一一○条の正当理由の有無を、右にのべた厳格な基準によって判断するので、一一○条を直接適用する

すると信ずるにつき正当の理由」)を附加しようと意図したのだと思われる。 立を侵害するおそれがあると反省し、そこに何らかの制限的要件(即ち「日常の家事に関する法律行為の範囲内に属 その成立範囲はかなり広くなる。そこで我妻博士は自らの説をかえりみて一一〇条を直接適用すると夫婦の財産的独 があれば一一○条の正当理由が成立する場合が多いとされているので、我妻説に従って一一○条を直接適用すれば、

理由」があるといえるのか、その具体的内容は右最高裁判旨からは明らかではない。(4) 次に具体的に如何なる事実があれば「日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の

我妻説に従えば、普通の家政の処理と認められる範囲(私見によれば月収の一~三割程度)を逸脱した借財でも、

考える私見では、 的意図を考慮することは、日常家事行為の範囲をあいまいにしかえって夫婦の財産的独立を侵害する 結果 となる と れは二重に強いといわねばならない。そして日常家事行為の範囲を判断するにつき行為者の目的・動機といった主観 といえるかどうかを一一〇条類推の際の正当理由の内容で判断するのであるから、夫婦の財産的独立を侵害するおそ の目的・動機といった主観的意図を重視して広くとらえた上で、その目的・動機に対する相手方の誤信がもっともだ についての正当理由」とは、 の正当理由が一一〇条の類推適用という形で判断されることになるのであろう。結局「日常の家事の範囲内と信ずる(⑤) のはもっともだと思われるかどうかという程度の内容でしかないと思われる。我妻説は日常家事行為の範囲を行為者 際には日常家事行為ではなかったのにその範囲を誤信していたということになって、その目的・動機の誤信について 活維持費にあてると巧妙に説明し相手方がそれを信じたが実際は遊興費に費消していたという事案では、 維持という目的なら日常家事行為、 生計維持という目的がある時は日常家事行為の範囲に含まれることになる。その際妻が夫名義で借財するにつき生活 目的・動機についての相手方の誤信はそもそも正当理由の判断については問題とならない 相手方が行為者の説明した目的から日常家事行為と誤信したが、 このように誤信した 妻の遊興費にあてるという目的なら非日常家事行為となるから、 妻が相手方に生 相手方は実 のであ

印の所持や本人名義の白紙委任状、 何なる事実からその正当理由の有無を判断したかといえば、①日常家事行為の範囲を判断する際に考慮した事実(主 として金額と使途目的)と一一〇条を直接適用する際にその正当理由の有無を判断するのに考慮される事実 印鑑証明書の交付など代理権ありと信ずべき正当理由の有無の判断に考慮される

借財に関して日常家事行為と表見代理が問題になった事案につき一一〇条類推適用説の立場にたつ判例が如

る。

五三(五三)

(五四

当理由の有無つまり「本人に代理権の有無・範囲について問合せをすることが全く不要と感じさせるほどの客観的事 内と信ずるについての正当理由」とは、七六一条の拡張解釈を意味するものにすぎないであろう。そして、①のよう 事実)から一一○条類推の正当理由の有無を判断する、②代理権ありと信ずべき正当理由の有無の判断に考慮される から、これらは正当理由の判断基準としてはあいまいであり(つまり無権代理行為の効果を本人に帰属させるための に解するにしても、日常の家事の範囲を判断するに考慮した事実とは結局行為者の使途目的・借財の動機などである 事実を排除して日常家事行為の範囲を判断する際に考慮した事実のみから一一○条類推の正当理由の有無を判断する、 実質的判断基準としては機能しないから)、従って一一○条類推適用説の立場にたつ判例も実質的には一一○条の正 のであるが、②のように即ち、主として金額と使途目的とから正当理由の有無を判断するならば「日常の家事の範囲 の二つに分かれる。このように分かれること自体一一〇条類推適用における正当理由の内容の不明確さをあらわすも

と信ずべき正当理由がある」と判断することになる。そこで次章では借財に関する判例を私見に即して考察する。(?) 的事情があった」と判断できるとき、実質的には一一〇条の正当理由を肯定できるとき「日常家事の範囲内に属する

ぎないと思われる。逆に「本人に代理権の有無・範囲について問合せをすることが全く不要と感じさせるほどの客観 囲内に属すると信ずべき正当理由がない」という表現を最判昭和四四年一二月一八日の判旨に従って述べているにす 情があり」それゆえに「代理権の存在を信じた」といえるか否かを判断し、それが認められない時に「日常家事の範

- 1 大系Ⅱ二五○頁、椿寿夫「注釈民法」4巻一六四頁 幾代通「民法総則」三九二頁、中川善之助・前掲二四四頁、松坂・前掲五八頁、三島「日常家事債務の連帯責任」家族法
- 2 川井健「表見代理制度」民法基本問題一五〇講I一八六頁、中川淳「家事債務と表見代理」Law School 遠田新一「夫婦相互の家事代理権と表見代理」代理理論の基礎的研究四五三頁、四宮・前掲二六八頁、齊木・前掲六七

頁、原田純孝「日常の家事の範囲と表見法理の類推適用」ジュリスト七七二号二〇九頁、遠藤浩「判批(最判昭和四四年一

3 二月一八日)」民法の判例(第二版)三一頁。 しかし現実には判例上一一○条の正当理由は、一般に思い込まれている程ゆるやかには判断されていない。 髙森八四郎

しないことは明白なケースであった。従って最高裁が判旨において展開した「一一○条類推の正当理由」は、 最判昭和四四年一二月一八日の事案は私見に即してはもちろんのこと従来の判例の立場でも、一一○条の正当理由が成立

「不動産取引業者と民法一一○条の『正当理由」』法時五六巻三号一二○頁以下参照

四四年一二月一八日の事案と考察は髙森②四三頁~五一頁参照。 全く不要な抽象的理論であり、それ故以後の同種の事案に対して先例たりうる具体的明確な基準を示していない。最判昭和

- 5 の正当理由が一一〇条の類推適用という形で判断されるということになる。 の範囲を相手方が誤信するとは、結局目的・動機の誤信を念頭においているとしか考えられず、目的・動機の誤信について 最高裁は日常家事行為の範囲は客観的に定まるとも判示しているのであるから、その客観的に定まるはずの日常家事行為
- 6 三○頁)と名古屋地判昭和五五年一一月一一日(判時一○一五号一○七頁)の二件だけである。それぞれの判例の事案と考 一一〇条類推適用説の立場にたちその正当理由を肯定した判例は、東京高判昭和三七年六月一九日(高民集一五巻六号四
- 高森①五〇頁~五二頁。名古屋地判昭和五五年一一月一一日の事案。

祭は高森①四三頁~五二頁参照。

日常家事行為が問題とされた借財に関する判例の考察

本章では借財に関する判例を、自己名義(行為者のみの名義・I型)と他方名義(行為者と他方配偶者との連帯名

権のある場合(Ⅱβ型)に分け、更にⅡα型を借財の場合(Ⅱαa型)、 他人の債務についての連帯債務・ 連帯保証 義を含む・Ⅱ型)に分け、後者(Ⅱ型)を基本代理権として日常家事代理権しかない場合(Ⅱ々型)と他に基本代理

高利・サラ金の場合(Ⅱαc型)、復代理の場合(Ⅱαd型)、手形・小切手行為(Ⅱαe型)

借財と日常家事行為

の場合 (Ⅱαb型)、

五五五 (五五)

に分類して考察する。 なお本稿で考察する判例は以下判例番号で略するので、判例番号については、末尾図表Ⅰ・図

#### (一) 自己名義の場合(Ⅰ型)

表Ⅱを参照していただきたい。

- 責任を負う。この場合妻の無権代理行為がなされたわけではないから夫の表見代理に基づく責任は、もとより問題と ならない。但し妻が自己名義の借財について夫に無断で夫を代理し夫を連帯保証人とした時は、その借財行為自体は 慮して、月収の一~三割程度であれば(但し高利のものを除く)日常家事行為と判断され、夫は七六一条により連帯 については、もし相手方に一一〇条の正当理由が成立するならば連帯保証人としての責任を負担しなければならない 日常家事行為ではないと判断されて夫は七六一条による連帯責任を免れても、妻が夫を代理してなした連帯保証契約 1 配偶者の一方(例えば妻)が自己名義で借財した場合、その借財が夫婦の資産・収入・債務額・利息等を考
- 本件借財は日常家事行為に該らない。東京地判が「原被告双方主張の金額から見て決して小額とはいえない金額の金 割)である。夫の月収は認定されていないが昭和二五年当時では高額の債務額であり利息も月一割の高利であるから、 にわたり合計十三万七千円(利息月一割)であり、被告(夫)主張によれば九回にわたり合計九万五千円(利息月一 銭消費貸借契約は、……日常の家事の範囲内に属するものということはできない。」と判示したのは正当である。 (2) 判例①(東京地判昭和三一年)は妻が自己名義で借財した事案で、その金額は原告(貸主)主張によれば一一回

場合もあろう。

3 判例⑩(松山簡判昭和五二年)は妻₩が不動産業及び金融を業とする会社Xから、三○万円を自己名義で弁済期

あるから、三〇万円の借財は判旨もいうとおり高額であって日常家事行為ではない。 保証契約を締結したという事案である。認定された事実によればYはWに当時二〇万円位の生活費を渡していたので を定めず期限後の損害金は一〇〇円につき一日三〇銭の約定で借り受け、その際夫Yに無断でYの代理人として連帯

次にWはYの実印と印鑑証明書を所持し、自己の債務についてYを代理して連帯保証契約を締結している。そこで

成立しないのであって、あえて不要な一一〇条類推を言う必要はない。 件のWの借財がX主張のようにYの入院費にあてたものであったにしても(現実に入院費に費消されたかは認定して は認定されていない。従ってⅩに一一○条の正当理由は成立しない。松山簡判は一一○条類推適用説の立場にたち本 立させる主要な肯定的ファクターではないし、否定的ファクターを凌駕するほどの肯定的ファクターの存在は本件で Kに一一○条の正当理由が成立するかであるが、本件における決定的否定的ファクターは、代理人(W)自身の債務 いない)、 一一〇条類推の正当理由は認められないとしているが、 認定された事実からはXに一一〇条の正当理由は ーとしては、実印と印鑑証明書の所持しか存在していない。前述したように、実印の所持はそれだけで正当理由を成 の保証のために、代理人が本人を代理して連帯保証契約を締結したという事実である。これに対して肯定的ファクタ

た金員の利息の支払にあてたとのことであるから、夫は本件の貸金の返還につき七六一条に基づく連帯責任を負担す らないことは言うまでもない。そして妻は借受金のほとんどを自分が夫に秘して他の第三者から高利で借り受けてい 次第に借財を重ねるにつれ一ヶ月六分、七分、一割と高くなっていったのであるから、本件借財が日常家事行為に該 しかもその利息は、当初の借財については各々一ヶ月五分であったが(これ自体高利であるが)その後

判例②(東京高判昭和五五年)は妻が九ヶ月間に二二回にわたり合計五二〇万円を自己名義で借り受けたという

借財と日常家事行為

ることはない

時九七二号三三頁、三四頁、及び判夕四二四号九七頁に引用されている判旨には、 理由の有無を具体的に判断した結果これを否定した具体例として、参考とされよう。」 とコメントする。 しかし、 示した。これについて判時九七二号三三頁は「本件は……右判例(最判昭和四四年一二月一八日)の趣旨に従い正当 足る証拠はなく、」貸主には正当理由がないから夫に対して 一一〇条の類推適用により連帯責任を追求できない旨 判 えるなど特別の事情が存することを要するものというべきところ、本件においては、右特別事情の存在を肯認するに が当該借受行為を容認するか又は第三者が夫婦の日常家事の範囲内の行為であると信ずるにつき右配偶者も原因を与 ありとして、夫婦の他方に対し民法一一〇条の規定の趣旨の類推適用により連帯責任を追求しうるためには 付けた第三者が該貸付けをもって夫婦の日常家事の範囲内のものであると信じ、かつ、かく信ずるにつき正当な理由 はないと判断した上で「自己の利益を目的として夫婦の一方に対し日常家事の範囲を越えて多額の金員を高利で貸し ○条の類推適用により夫の連帯責任を主張したとのことである。これに答えて東京高判は本件借財は日常家事行為で 夫に対しても七六一条に基づいて連帯支払を求め、仮に本件借財が日常家事行為の範囲を越えていたとしても、一一 ところで判時九七二号三二頁の本件についてのコメントによれば、貸主は妻に対して貸金の返還を求めるとともに 単に直接借受の衝に当った夫婦の一方の言を軽信したのみでは足りず、直接借受の衝に当らなかった他の配偶者 本件借財について妻が夫に無断で (傍点筆

和四四年一二月一八日のように一一〇条を類推適用するにせよ相手方の「正当理由」が問題とされるのは、妻が自己 妻が自己名義で日常家事の範囲に含まれない借財をした場合、私見のように一一○条を直接適用するにせよ最判昭 夫を代理して連帯債務契約あるいは連帯保証契約を締結したという記述はない。

問題とならない。本件でも判時九七二号三三頁、三四頁及び判夕四二四号九七頁に引用されている判旨には妻が無権 名義の借財について夫に無断で夫を代理して連帯債務契約あるいは連帯保証契約を締結した場合だけのはずである。 一一○条直接適用説であれ一一○条類推適用説であれ、 「代理行為」のなかったところでは相手方の「正当理由」は

主の一一〇条類推適用の主張に対して「代理行為のなかった本件では貸主側の『正当理由』はそもそも問題とならな 代理行為をしたという事実は認定されておらず、従って、妻の自己名義の借財が非日常家事行為と判断されればそれ い」と応答すればよかったのである。 で足り、それ以上に相手方の「正当理由」の有無を具体的に検討する必要は全くない事案であった。東京高判は、

で適用されるのであれば、それは一一〇条の類推というよりはむしろ七六一条の拡張解釈とよぶのが正確である。 に前章一(三)で指摘したとおりであるが、一一〇条類推適用説が何らの代理行為もなかった本件のような場合にま 一一〇条類推適用の「正当理由」の内容の不明確さからそれが夫婦の財産的独立を侵害するおそれが強いことは既

推の正当理由があるようにみえたにしても、やはり代理行為がない以上一一〇条の類推適用が問題とされる余地はな が妻の言辞態度の巧妙さから目的・動機を誤信し日常家事の範囲内であると信じたにしても、つまり一見一一○条類 た主観的意図を重視する見解でも、 い以上一一〇条の適用が問題とされる余地もない。日常家事行為の範囲を判断するにつき行為者の目的・動機といっ 妻のこの自己名義の借財は非日常家事行為であり、夫が七六一条の連帯責任を負わされることはなく、代理行為がな える(あるいはそれ以下でも高利の)自己名義の借財をし、その借受金を自己の遊興費に費消したとする。 夫婦の一方(例えば妻)が何らの代理行為もせずに、貸主には生活維持費にあてると説明して月収の一~三割をこ 現実に遊興費に費消されていれば非日常家事行為と判断されるであろうし、 私見では

五九 (五九)

任を問われるというのならば、 のように相手方に「日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由」があれば夫は連帯責 かったはずである。にもかかわらず右のように代理行為がなかった場合にまで、東京高判の採る一一〇条類推適用説 夫婦の財産的独立が 侵害される危険性は極めて 大きくなる。 東京高判の右の見解は

するという一一〇条類推適用説自体がもつあいまいさに起因するものであろう。 「日常の家事の範囲を……広く解し、かつその範囲についてだけ表見代理の趣旨を適用」(我妻「親族法」一○九頁)

- い難い。但しその借用金の一部は生活費として使用されたと認定されているから、その部分については夫は七六一条により 原被告双方の主張によれば一回の債務額は五千円から二万円程度であるが月一割の高利であるから、日常家事行為とは言

連帯責任を負うべきである。

- 所に相続放棄の申述をなしこれが受理されていたことから、相続放棄の申述前の相続人らによる相続財産の処分が九二一条 が死去したので、XはWの相続人であるY及び子供三人に対して訴訟の受継を申立てた。それ以前にYら相続人は家庭裁判 本件でXはWに対するほか予備的にYに対して連帯保証などを原因とする連帯責任を追求していたが、その訴訟係属中W 一号の処分に該当するかが争われたが、松山簡判はこれを肯定し相続放棄申述の受理は無効と判断してXの受継の申立が認
- 3 本件のYら相続人はWの借用額三○万円について相続分に応じて支払義務があると判示された。

### 他方名義の場合(Ⅱα型・Ⅱβ型)

基本代理権として他方からの何らかの代理権授与がある場合(Ⅱβ型)とに分類した。 らの何らかの代理権授与がなく基本代理権として日常家事代理権しかない場合(Ⅱα型)と、日常家事代理権の他に 夫婦の一方が他方名義(行為者と他方配偶者との連帯名義を含む)で非日常家事行為をした場合を、

があり」それ故に「代理権の存在を信じた」といえるか否かについて厳格に検討すべきであると考える。 あったか否かを、 条を直接適用する。私見はⅡα型、Ⅱβ型を通して一一○条を直接適用し相手方に代理権ありと信ずべき正当理由が 授与がある場合あるいは何らかの代理権授与がなくても使途目的が日常家事行為からかけはなれているときは一一〇 が一見日常家事的であるときは一一○条類推適用説を採りその正当理由の有無を判断し、他方からの何らかの代理権 判例は、基本代理権として日常家事代理権しかない場合で、かつ行為者が相手方に説明した使途目的を重視しそれ 「本人に代理権の有無・範囲について問合せをすることが全く不要と感じさせるほどの客観的事情

るときに一一〇条類推の正当理由を肯定しあるいは否定したかを検討し、認定された事実から私見の基準に即して一 で、以下判例によれば一一○条類推適用説が妥当するといわれるⅡ々型について、判例が具体的に如何なる事実があ 正当理由の考察については稿を改めたい(但し、Ⅱα型の判例との対比において註記し考察した判例もある)。 本稿ではⅡβ型についてはそれに属する判例を末尾図表Ⅰ・図表Ⅱであげるにとどめ、私見の基準による一一○条の 有無を考察すべきではある。しかしⅡβ型については判例も一一○条を直接適用しているし、 ○条の正当理由の有無を考察したい。 本来ならば(二)においてⅡα型のみならずⅡβ型の判例についても私見の基準に照らして一一○条の正当理由の 紙数の関係もあるので

(2) 借財 (Ⅱ α a 型) の場合

五五年)のみであり、 (ⅰ) | 一 ○条類推適用説を採りその正当理由を肯定したのは判例④(東京高判昭和三七年)と判例❷ (名古屋地判昭和 また判例④は一一〇条直接適用説を採りその正当理由を肯定した判例③(浦和地判昭和三五年)の

借財と日常家事行為

あり、 Xの承諾を得ずにその印鑑を盗用して委任状を偽造し公正証書を作成したという事案である。 がWに本件消費貸借についてXの代理権があったと信ずるについて正当な理由があると判断した。 てきた等と述べた上で、回印鑑証明と実印を差し出した。このような事情に〇三万円という借財も比較的軽少の額で とがありかつ今回の借財は家の新築費にあてるためのものだから夫は承知しており、夫の依頼により印鑑証明を採っ 際に、①自分は夫から家事一切を任され、以前に自分が他から借りた三・四〇万円についても夫が支払ってくれたこ た上で、次のような事情から一一○条の正当理由を肯定した。即ち妻WはYの専務取締役が調査のためX宅に赴いた ち(この判断は正当である)、 七六一条の日常家事代理権をもって一一〇条の基本代理権と解することができると し が約三万五○○○円、生活費は二万五○○○円程度であるから三万円の借財は日常家事の範囲外であるとの前提にた 判例③(判例④)は妻wが夫xと娘その他一名を連帯債務者として金融会社Yから三万円を借り受けたが、 当時同居の妻がこの程度の借財について夫から代理権を授与されることはしばしばあることを根拠として、Y 浦和地判は、 Xの収入 その際

常家事の範囲に属するものと信ずべき正当の理由も存したと解せられるから、一一〇条の適用について制限 財の使途は家屋の新築にあてるためのものであるとのことであり、その説明を受けたYの専務取締役が本件借財は日 き正当の理由があると判断したのは是認できるし、また原審が認定した事実によればwがYの専務取締役に告げた借 審が確定した事実(①・回・②)から原審がYにおいて本件消費貸借につきWにXを代理する権限があったと信ずべ 家事の範囲に属するにつき正当の理由)を付しても、 これに対して東京高判は、日常家事行為と表見代理の関係について類推適用説を採ることを明らかにした上で、原 即ち表見代理の規定の適用の範囲に関する見解の相違は (日常の

○条直接適用説か一一○条類推適用説か)あっても、判決の結果に影響を及ぼすことはないとして上告を棄却した。

あったか否かが問題とされるから、東京高判も行為者の説明した使途目的に対する相手方の信頼を重視せざるをえな る)、一一○条の類推適用説では相手方が当該行為が日常の家事の範囲内に属すると信じたことについて正当理由 理人に代理権があったと信じたことについて正当理由があったか否かが問題となるから、浦和地判もこの点について の一応詳細な事実認定をしているが(但し、この認定された事実から一一〇条の正当理由を肯定したのは 不 当 で あ この同一の事案に対する二つの判例を比較してみると、一一○条直接適用説では相手方が当該行為について自称代

論の点は本件において右の結論を左右するに足らず」と判示し、Wの説明した使途目的を日常家事的なものとしてと すいから、他人が本人の実印を所持した場合に比較すれば、夫婦の一方が他方の実印を所持することは、より徴弱な 借財は月収三万五○○○円の公務員であるⅩにとっては比較的軽少の額とはいえないし、このような日常家事の範囲 である。従って、浦和地判が一一〇条直接適用説の立場にたってその正当理由を肯定したのは不当である。そして一 肯定的ファクターにすぎないといえるであろう)、 私見の基準からして本件は一一○条の正当理由の成立しない 事案 をこえた借財やそれについての公正証書を作成する権限を夫が妻に授与するのは社会通念上しばしばあることではな い。とすると本件では回の実印等の所持しか肯定的ファクターは存在しないから(夫婦間では実印の盗用がなされや 一○条類推適用説の立場にたった東京高判が、「上告人(Ⅹ)がさして収入の多くない公務員であること、被上告人 (Y)が上告人宅を訪れただけで、その勤務先において上告人本人に直接確かめる方法をとらなかったことその他所 私見に即して本件を考察すると、⑦でいう妻の詐欺師的な言辞は肯定的ファクターにならない。◎でいう三万円の それをもっぱら重視して「本件金銭借入が日常家事の範囲に属するものと信ずべき正当の理由も存したと解す

六三 (六三)

すべきものと考えられる。」旨判断したのはまことに不当であるといわざるをえない。 行為者の説明した 使途目的に ると信ずるにつき正当の理由のあるときに限り表見法理を適用する)、 なお原審が同条を適用したことはこれを 是認 ることができ、民法一一〇条の適用につき第一点に説示した制限を付しても(第三者において日常家事の範囲に属す

対する相手方の誤信を重視することは、夫婦の財産的独立を侵害する結果となることを端的に示す判例である。

借入れる際、その名目上の使途を「医療費」と記入し、口頭でAの貸付担当員にY家族の医療費及び生活費の足しに 夫婦の日常家事の範囲内であると信じたことは正当理由が認められると判示した。即ち、①wはAから一五〇万円を 実を認めるに足りる証拠がないから日常家事行為には該らないと判断した上で、以下の理由からAが本件借入れをY ものである。名古屋地判は、本件の借入金がWの説明した様にYの家族の医療費や生活費の用途に費消されたとの事 返済しなかったのでAと損害保険契約を締結しAに代位弁済したX火災保険会社がYに対しその支払を求めたという 由を肯定した唯一の判例である。事案はYの妻WがA相互銀行からY名義で一五○万円を借り受けたが、右借受金を (ⅱ) 次に判例❷(名古屋地判昭和五五年)は最判昭和四四年一二月一八日以後一一○条類推適用説を採りその正当理

すると述べたこと、◎Yの月収は約三七万円であり、借入金一五○万円の返済条件は毎月元利合計二万三三二○円の 名義の印鑑登録証(但しWが勝手に届出て交付を受けたもの)をAに提出したこと、⊜AはYの借受意思を確認する 記してある給与証明書用紙をYに手渡し、Yが自ら右証明書用紙をもってその勤務先で発行を受けた給与証明書とY 割賦償還であること、○Wが予めAから交付された「この証明書は、 借入申込書のみの際に提出して下さい。」と付 自身発行を受けたことが間違いのないものであることの確認を得たこと、以上⑦◎♡◎の事実からAがWの借入れを ためその勤務先会社に三回電話したが、いずれもYは不在であり、Yの所在とさきに提出された前期給与証明書がY

Y夫婦の日常家事の範囲内であると信じたことは正当理由が認められると判断し、一一○条の趣旨を類推してYはW の借り入れた一五〇万円につきAに対して債務者として弁済責任を負うとしたのである。

ありと信ずべき正当理由があったか否かが厳密に検討される。即ち「本人に代理権の有無・範囲について問合せをす 入から客観的に判断されるから、月収三七万円というY夫婦において一五〇万円という借入れは日常家事行為ではな いことは明白である。次にこのように客観的に非日常家事行為と判断されたWの借入れ行為についてAがWに代理権 本件を私見に即して検討すると、私見では当該の借財が日常家事行為に該るか否かは、その借入額と夫婦の資産・収

WがYに手渡しYが自らその証明書用紙をもってその勤務先の証明を受けた上で再びWに手渡したものであること、 Aから予め交付された「この証明書は、借入申込書のみの際に提出して下さい。」 と 付記してある給与証明書用紙を る。本件では、AはYの代理人と称するwと取引をするのは初めてであるが、○wがAに提出したYの給与証明書は、 ることが全く不要と感じさせるほどの客観的事情があり」それゆえに「代理権の存在を信じた」と判断できるかであ

見に即しても本件はかろうじて一一〇条の正当理由を肯定しうる。 借財についての夫の認容的言動があり、この客観的事実を正当理由を成立させる主要な肯定的ファクターとして、私 ◎AはYの勤務先に電話しその給与証明書はY自身発行を受けたものであることを確認しているのであるから、当該

法理の類推適用における正当理由の認定の幅を必ずしも広げたものではなく、むしろ、その認定のためには一一○条 か否かを判断する際に考慮される事実である。本判決について原田・前掲二一一頁は「本判決は、七六一条への表見 囲を判断する際に考慮した事実であり、♡◎はまさにAがWの代理権の存在を信じたことについて正当理由があった - 名古屋地判が一一○条類推の正当理由を肯定するために認定した⑦@◎⑤の事実のうち、⑦@は日常家事行為の範

六五 ( 六五 )

借財と日常家事行為

ことを明らかにしたものということになる。」(傍点筆者)と評価している。 の通常の適用の場合(基本代理権さえあれば、♡⊜の点は今日では要求されない)以上に厳格な要素が必要とされる

しかし一一○条の通常の適用が問題となるケースでは判例は「本人の意思の確認」を要求することによって実質的

七年一一月二一日判時七〇五号六七頁、東京地判昭和四七年一二月一九日判時七〇八号五一頁、判例⑳)と 同 様 に みであったならば、名古屋地判は一一○条類推適用説を採りその正当理由を否定した判例(たとえば東京地判昭和四 を判断しているのであり、それが本件では♡⇨の点である。もし本件で♡⇨の事実が認定されておらず⑦回の事実の には「本人に代理権の有無・範囲について問合せをすることが全く不要と感じさせるほどの客観的事情があったか」 「Yの意思を確認すべきであった」と判示したであろう。何故なら⑦回特に⑦の事実はWの嘘言からAが本件借財の

の財産的独立を極めて侵害するものであることは前述したとおりである)。 そして本件では〇〇の事実が認定され、 重視して、判例④のように代理権ありと信ずべき正当理由もないのに一一〇条類推の正当理由を肯定することが夫婦 としては何ら実質的に機能しないからである(もっとも実質的に機能しないはずの使途目的に対する相手方の誤信を 使途目的を誤信したというだけのことであり、本人Yに責任を帰属させるための相手方の正当理由の有無の判断基準

常の家事の範囲に属すると信じるについての正当理由」を判断する際に考慮される具体的事情は、実質的には一一〇 要素が必要とされることを明らかにしたとは決して評価できない。むしろ本判決は一一〇条類推適用説にたって「日 の正当理由を肯定したのであって、本判決が一一〇条類推適用説にたてば一一〇条を直接適用した場合よりも厳格な AがWの代理権の存在を信じたことについて正当理由があると実質的に判断できたからこそ、名古屋地判は一一○条

条の「代理権ありと信ずべき正当理由」を判断する際に考慮される具体的事情と異ならないことを示している。

(ⅱ) 判例⑫(東京地判昭和四六年)・判例⑳(東京地判昭和五五年)・判例⑳(高松高判昭和五六年)は一一○条類推の正当

理由を否定した判例である。まず判例⑫はYの内縁の夫MがXとの間に二○○万円の準消費貸借契約を結び、その際 Mが二○○万円を返済しないまま死亡したので、XがYにその支払を求めたという事案である。 MはYに無断でYを代理して自己の右契約上の債務につきYがMと連帯して履行責任を負う旨を約束していたところ、

て損益常ならず女遊び等のため浪費も激しかったこと、回MはYとの共同生活のための費用を支出したことは殆どな 東京地判は内縁の夫Mにも七六一条により日常家事代理権があると判示した上で、①Mは繊維類のブローカーとし(5)

もの)YとMとの共同生活の費用に充てる金員としては高額すぎること、以上⑦◎◎◎の事実から一一○条類推の正 くその費用は専らYの芸妓置屋としての営業収益によって賄われ、本件の二〇〇万円についても共同生活のための費 戦後もM及びYと交際があったこと、⇨二○○万円という金額は(これは二、三年の間の何回かの借入金を合計した 用に充てられていないこと、◯Ⅹは終戦の頃に死亡した自分の姪がMと内縁関係にあったため、古くからMを知り、

て本件の準消費貸借契約が非日常家事行為であることは言うまでもない。そして二〇〇万円という金額は二、三年の 東京地判は専ら共同生活の費用を支出していたYの収入を認定していないが、二〇〇万円という金額は高額であっ

間にMがXから何回か借入れた金員を合計したものであるから、本件の準消費貸借契約は実質的には、代理人(M) ターであり(たとえば判例®)XはM・Yとは熟知の間柄 自身の債務の保証のために代理人が本人(Y)を代理して行為したものであるといえる。これは決定的否定的ファク 本件の準消費貸借契約のYの連帯名義はMの無権代理ではないかとの疑いをいだくのがむしろ通 (②)で、M·Yの共同生活の実態(③回)もよく知って

六七 ( 六七)

借財と日常家事行為

常である。従って本件は一一〇条類推をいうまでもなく、認定された事実からはXに一一〇条の正当理由は成立しな

赴き、自己名義で三○万円(利息年一割二分)を借り受けwを通じて昭和五○年一○月までに 完済した(これを借財 iv 判例❷(高松高判昭和五六年)の事案は以下の通りである。Yは昭和四九年九月一日ころ妻WとともにA金庫へ

Yの昭和五○年分給与所得の源泉徴収票(給与手取額合計約三三○万円)をA金庫を差入れ、A金庫はYが遠洋漁業 子供部屋の改築資金として三〇万円(利息年一割五厘)を借り受けた。その際WはYの雇主からかねて渡されていた ①とする)。 Yは遠洋鮪漁船の機関員であり昭和五〇年一〇月二五日ころ出漁し同五二年三月帰宅した。 Yが出漁し に出漁中であることをWから知らされていたが、Yに借入意思の確認をせず、家屋改築の調査もしなかった。この三 てから五ヶ月余り後の昭和五一年四月五日ころWはYに無断でYを借主、自己を連帯保証人としてA金庫から用途を

使途に関してはWから台所改修工事見積書を提出させたのみで他の調査をしなかった。Yは昭和五二年三月に帰宅し、 約を締結したが、借財②の際にWが差入れていた源泉徴収票等をそのまま使用し、Yへの意思確認をせず、貸付金の とする)。 この一括 完済から五日後にA金庫はWとの間にYを借主、Wを保証人とする本件一五〇万円の消費貸借契 ○万円の現実の使途は不明だが借出しから一ヶ月余り後の同年五月一五日ころWから一括完済された(これを借財②

て家出し、Yは同年六月三日Wと協議離婚した。YはA金庫より返済を催告されたがWの無権代理である旨を告げて ○万円余の使途を明さず、 を湯沸器の購入設置代及び台所内壁の補修代に使い、七万円余を長男の入院治療に費消したと告げたほかは、 A金庫からの電話で初めて借財②と本件借財のことを知り、Wに使途を尋ねたが、Wは一五○万円のうち約三○万円 Y帰宅より約二○日後に自己(W)名義部分を記載ずみの協議離婚届書をYのもとへ残し

催告に応ぜず、昭和五二年八月一五日ころA金庫はYに対する本件消費貸借契約上の債権をXに譲渡し、XがYに対

して元利金未払分(一四六万九千円)の返済を求めたのが本件である。 高松高判はWの無権代理による一五○万円の借財のうち日常家事的に費消された三七万円の借入れについては、Y

銭の借入れについても、A金庫においてそれがY夫婦の日常家事の範囲に属すると信ずるとか、借財②を基本代理権 として₩がYの代理人であると信ずるにつき正当の理由があったとか認めることはできないと判示した。即ち一五○ 夫婦の日常家事行為に該るのでYに連帯責任があると判示した上で、以下の理由で一五〇万円中三七万円を超える金

事情を確かめず、 額(借財①・借財②)の五倍であるのに、Wが早急な貸付方を申し入れるやA金庫はWからさえ緊急の出費の具体的 出漁中のYが乗船する漁船が寄港する先へ、Yの意思を確認する方法も採らせなかったこと(①)

万円の使途目的につきwの説明を信用したとしても、一五○万円はYの年間収入の約半分近くに該り、従来の貸付け

A金庫に持参したこと(◎)等を考慮しても、正当理由は認められないと判断したのである。 を鑑みると、借財①と借財②は完済されていること(回)、wは本件借受け申込みにあたりwの印章と印鑑証明書 を

当該借り受け行為は当然に日常家事行為ではない。判旨のように実際の使途を考慮して借り受け行為の一部が日常家 事行為に該るか否かが客観的に判断されるべきであり、一五〇万円がYの年間収入の半分近くに該るという本件では、 本件を私見に即して検討すると、まず一五〇万円の借り受け行為そのものが、Y夫婦の資産・収入からして日常家

次に七六一条の日常家事代理権を基本代理権としてAに一一○条の正当理由が成立するか否かを検討すると(借財

事行為に該るというのは不当である。

②はWの無権代理行為であり基本代理権とはなり得ない)本件における決定的否定的ファクターは、 AはWよりYが

借財と日常家事行為

六九 ( 六九 )

については、 結局本件の一五○万円の借財は、Wの無権代理行為になる。但し、実際に日常家事行為に支出された三七万円の部分 われる事情すら存在している。従って高松高判が認定した事実からは本件のAには一一〇条の正当理由は成立しない。 行し、またWを通じて完済されたとはいえY本人がAと締結したものであり、借財②はWの無権代理行為であるから 日常家事の範囲をこえた特定の行為について幾度か真実本人を代理して相手方と取引したことがあるという事実があ 鑑証明書を所持していたという事実(〇)は、きわめて弱い肯定的ファクターにしかならない。私見は他方配偶者が を聞かされており、Yの長期不在を知っていたという点である。Yが出漁中で長期不在であれば、WがYの印章や印で 出港から帰港予定時まで一年余という長期間の遠洋漁業へ出漁中(実際は約一年五ヶ月の出漁であった)であること の本件借財の申込がなされたのであるから(⑦)、 むしろWの無権代理ではないかとの疑いをいだくのが当然だと 思 (@)、やはり肯定的ファクターとはならない。それどころか本件では借財②が借出しから一ヶ月余り後に(約定では 五回割賦であった)一括完済されてからわずか二日後に(契約締結は一括完済から五日後)、 しかも五倍の借入 額 それは主要な肯定的ファクターになると考えるが(梅・富井・第一類型)、 Yはその返還債務について七六一条により連帯責任を負うと解すべきである(現実の使途の認定はこの 借財①は借り受けの際WがYに 同

の会社の営業資金に充てる意図であり現実にそのように費消されたという事案である。 て二五○万円を借り受けたが、その際MはXに使途目的を娘(当時二二歳)の結婚費用と説明したところ実際は自己 (▼)判例⑳(東京地判昭和五五年)は有限会社を経営する夫MがX信用金庫から妻Yを借主、自己を連帯保証人とし 意味において重要である)。

東京地判は既に成熟した娘の結婚費用として、しかも二五〇万円もの多額の金員を借り受ける行為は日常家事行為

借財することがY夫婦の日常家事行為に該ることを前提とするものであるから、「その余について判断するまでもな に該らないと判断した上で、Xの一一〇条類推による表見代理の主張に対しては、これは娘の結婚費用にあてるため

く理由がない」と判示した。

な態度にも問題は多いが、本件判旨のように行為者の説明した使途目的が非日常家事行為であるから他の事情を考慮 した使途目的に対する相手方の誤信を重視して一一〇条類推の正当理由を肯定した判例④(東京高判昭和三七年)のよう が費消されようと厳格な私見の基準に照らして一一○条の正当理由が肯定される余地もあるのである。行為者の説明 考慮する余地はないという態度は問題である。仮に本件でMが真実Yを代理して幾度かXと取引したことがあったと 地判の判旨のようにMの説明によりXが信じた使途目的がそもそも日常家事行為に該らないから、それ以外の事情を 事行為に該らない。そして私見の基準に照らしても認定された事実からは一一○条の正当理由は成立しないが、 しないという態度も事実認定があいまいになるという危険性を孕んでいるのである。 いう事情があるならば(梅・富井・第一類型)(判例宓参照)、 Mが使途目的を何と説明しようと、 また何に借受金 東京地判はY夫婦の収入を認定していないが債務額が二五〇万円という高額であることから本件借財は当然日常家

Yに使途目的を長男の大学入学のための費用にあてると説明したところ、実際は自己の勤務先の上司との外泊費用を (w) 判例@(東京高判昭和四八年)は妻wがY信用金庫から夫Xを借主として二○万円を借り受けたが、その際wは

調達する意図であったという事案である。

の表見代理の主張をした。 Xの債務不存在確認の訴に対してYは、WがXから別箇の事項につき与えられていた代理権を基礎として一一○条 これに対して東京高判はそのような基本代理権をWはXから与えられていなかったし、本

借財と日常家事行為

七1 (七1)

何に費消されたかは認定していない)本件借財は日常家事行為に該らず、また一一〇条類推による表見代理の主張立 あると判断している。そしてWの実際の使途目的は上司との外泊費用を調達することにあったのであるから(現実に Xの意思を確認するところが全くなかったから、YにおいてWに代理権があると信じたことについては重大な過失が の印章を冒用して行なったものであり、このような経過で本件借財が成立するまでの間Yは如何なる方法によっても 件二○万円の借財の前提としてXをYの会員とするためのX名義の普通預金口座の開設についてもWがXに無断でX

証をYは全くしていないと判示してYの控訴を棄却した。

の適用を検討すると、WがXの印章(実印及び認印)、印鑑証明書を所持したことは弱い肯定的ファクターにすぎず、 れるから、私見に即しても本件借財は日常家事行為に該らない。そして日常家事代理権を基本代理権として一一〇条 東京高判はⅩⅣ夫婦の収入を認定していないが昭和四四年当時の二○万円は中流家庭の平均月収より高いと考えら

肯定されない。

ということになればYに一一○条類推の正当理由が成立しYが保護される余地があるという趣旨であろう。しかし一 果を避けたいなら最判昭和四四年一二月一八日に基づいた表見代理の主張をすべきであったとしている。このコメン した使途目的によって決まるのではなく借入の本当の目的によって決まるのであるから、相手方たるYがこの酷な結 トはYが一一○条類推の主張をしていたならばWの説明した使途目的に対するYの誤信がもっともだといえるかが一 ○条類推の正当理由の有無の判断において考慮され、そしてWの説明した使途目的に対するYの誤信がもっともだ 金商四○五号一四頁の本件についてのコメントは、借財が日常家事の範囲に含まれるか否かはWがYに対して説明

しばしば指摘する一一○条類推適用説の問題点、即ち判断基準のあいまいさから夫婦の財産的独立を侵害する危険性 される本件において、一一〇条類推の主張をしたならばその正当理由が肯定される余地があるということは、私見が 一○条を直接適用したならば私見のみならず通常一一○条を直接適用する際の判例の立場に即しても正当理由が否定

が大きいということを、端的に示すものである。

(3) 他人の債務についての連帯債務・連帯保証(Ⅱ々b型)の場合

(i)夫婦の一方(例えば妻)が他人の債務について夫に無断で夫名義の連帯債務契約あるいは連帯保証契約を締

これを保証すべく連帯債務者の形式を仮装し夫Xに無断でAとともにX名義の四万円の金銭消費貸借契約を締結し、 連帯保証をするという行為が夫婦の共同生活を維持するために日常的に反復継続されるとは予想されないからである。 結することは、金額の多寡にかかわらず日常家事行為ではない。何故なら他人の債務について連帯債務を負担したり 判例⑪(名古屋地判昭和四四年) はAが従前Yに対して負担していた債務を借り替えるにつき、妻WがAの知人として

そこには執行認諾の意思表示をした旨の記載がなされていたという事案である。

する債務についてWがXに無断でXを連帯債務者としたのであるから債務額の多寡を問わず日常家事行為ではない。 らして(Xの収入は不明であるが)日常家事行為の範囲内とされる可能性は高いが、本件では他人であるAのYに対 ないとして、七六一条の家事代理権を前提としてXが表見責任を問われることはない旨判示した。 であるから日常家事行為ではないと判断した上で、七六一条のいわゆる家事代理権は表見代理の基本代理権とはなら 本件のWがYに対する自己名義の債務についてXに無断でXを連帯債務者としたのならば、四万円という債務額か 名古屋地判は本件借財の債務額はわずか四万円であるがこれは実質上他人の借財に対する保証契約を締結したもの

七三 (七三)

借財と日常家事行為

七四 (七四)

は何も存在していないからYに一一○条の正当理由は成立しない。 また認定された事実からは本人Yへの間合せを全く不要と感じさせるほどの客観的事情(主要な肯定的ファクター)

めようとしたところ、WからYは県庁勤務で電話による確認は困るからやめてくれとの申入れがあり、Ⅹもこの申入 の手形貸付取引契約についてY名義で連帯保証契約を締結したが、その際Xの係員が電話によりYの保証意思を確 **(ⅱ)判例⑫(最判昭和四五年)は、妻Wが夫Yに無断でYの実印や印鑑証明書をX信用金庫の貸付係に呈示し、A** 

れをもっともと考え、Yの保証の意思はまちがいないものと信じたという事案である。

帯保証をすることが非日常家事行為であることは言うまでもなく、この点に関する最高裁の判断は正当である。 められないし、一一○条類推の正当理由も認められない旨判示した。WがAの手形貸付取引契約についてY名義の連 最高裁はYを代理して手形貸付取引契約の連帯保証をなす権限がWの日常家事代理権の範囲内に属するものとは認

はこまるとの申入れは、肯定的ファクターにならない。本件では本人YにWの代理権の有無・範囲について問合せを 一一〇条の正当理由の有無であるが実印や印鑑証明書の所持は徴弱な肯定的ファクターにすぎず、Wの本人への確認

することが全く不要と感じさせるほどの客観的事情(主要な肯定的ファクター)は何ら存在していないから、一一〇

条類推をいうまでもなくⅩに一一○条の正当理由は成立しない。 (ii) 判例⑮(東京地判昭和四九年)は妻が自分の弟の債務につき夫に無断で弟が夫を代理して夫名義の連帯保証契約

を締結することを承諾したという事案であるが、復代理の問題がからむので復代理(Ⅱad型)のところで考察する。

- (4) 高利・サラ金(Ⅱαc型)の場合
- (ⅰ)判例⑪〈東京地判昭和五三年〉は、妻wが夫Yに無断で自己とYの連帯債務名義でXから一○万円を利息日歩三

○銭で借り受け、その際使途目的は長男の旅行費用であると説明していた事案である。

が信じるにつき正当な理由とはなりえないとし、Wが述べた使途目的の真偽をXが確かめた形跡はなく借入金が長男 男に仕送りしていた事実を認定し、本件借財当時(昭和五二年)YとWとの間には夫婦の共同生活関係の実体はなく婚 金が比較的小額であるにしても一一〇条類推の正当理由は成立しないと判断した。 の旅行費用にあてるものであったことを認めるに足りる証拠もないから、Wの言は単なる口実であるかもしれず借入 を代行したこと、回金額が小額であること、〇使用目的を長男の旅行費用と説明したこと、〇住所が府中市内である に対して東京地判は⑦臼邸の事実はそもそも本件借財がY夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属するとX めるに足る証拠はないから本件借財は日常家事行為に該らない旨判示した。Xは①Wが連帯借用書にYの署名・ 姻関係は破綻に瀕していたと判断した上で、Xが主張するWの言による使途目的はたやすく措信し難く他にこれを認 ことと、☞Wが自分の印鑑証明書を持参したこと、をあげて一一○条類推の正当理由があることを主張したが、これ 東京地判はYは昭和四七年頃からWと離婚を前提に別居し、別居後他の女性と同棲しながら月々の生活費をWと長

系**I**二四四頁) 離婚の前段階) 我が国においても別居によって共同生活が消滅し夫婦が事実上全く別個独立の生活を営むようになった場合(いわば 問題となる。このような別居の場合ドイツ民法一三五七条三項は日常家事代理権の適用を排除する旨規定しており、 反復継続されることが社会通念上当然予想される行為である以上、内縁関係の当事者にはその共同生活の実体からし 本件のYとWは離婚を前提に別居していることから、かかる場合の妻にも日常家事代理権が肯定されるのかがまず がある。確かに日常家事行為が行為の種類・性質からして夫婦の共同生活を維持するために日常的に には日常家事行為の範囲が著しく縮小すると考える学説(三島「日常家事債務の連帯責任」家族法大

ない(もっとも本件判旨は Y と Wの婚姻関係は破綻に瀕しているから Wには日常家事代理権はないとはいっていな のような客観的事情は認定していないので、本件判旨で認定された事実からはWの日常家事代理権の有無は判断でき 代理権がないとは断定できないと思われる。本件判旨はYとWの婚姻関係は破綻に瀕していると判断しているが、右 入し、夫名義で公共料金や子女の教育費等を支払っているという客観的事情があれば、 また婚姻関係が破綻に帰して長期間別居していても妻が夫名義の家屋に居住してそれを管理し、夫名義で日常品を購 居状態にあるといっても、それが近時よくある長期単身赴任による別居なのか、共同生活の実体は既になくなり離婚 の前段階としての別居なのかは、外部の第三者には容易に窺い知ることのできない夫婦のプライバシーの問題である。 て日常家事代理権を肯定すべきであるし、反対に共同生活の実体のない夫婦にはこれを否定すべきである。しかし別 しかしいずれにせよ本件借財は日歩三〇銭(年利一〇九・五パーセント)の高利であるから、 かかる場合の妻には日常家事 Wに日常家事代

であるとし、これらの日常家事行為の範囲を判断する際に考慮した事実のみから一一〇条類推の正当理由を否定して 次に本件判旨は一一〇条類推の正当理由の有無を判断する際に考慮される事実は金額(@)と使途目的 (②) だけ

理権があるにしてもその範囲内の行為ではない。

地判昭和五五年)の検討でも指摘した様に、Wの言からXが使途目的を誤認したことがもっともだといえるかどうかな が責任を問われることはないから、本件判旨の結論自体は妥当である。判例④(東京高判昭和三七年)、 お本件でWの日常家事代理権が既に消滅しているのならば、本件のWはかつて有していた日常家事代理権の範囲をこ いる。本件のXが主張する⑦回♡⊖邸の事実からは私見の基準に照らしてXに一一○条の正当理由は成立せず本人Y 本人Yに責任を帰属させるための相手方の正当理由の有無の判断基準としてはあいまいである。 判例20(名古屋

権の有無について判示していないので、それが消滅した場合でも一一〇条類推適用説で処理する趣旨なのか否かは不 えて行為したということになり私見では一一○条と一一二条の重畳適用の問題となる。本件判旨はWの日常家事代理

製あん会社に勤務し月給約三〇万円を得ているが給料日が月初めで生活費がなくなったと説明し、Xの貸付担当者は Yの連帯債務名義で一一万七六○○円(遅延損害金日歩三○銭)を借り受けたが、その際wはXの貸付担当者にYは (ⅱ)判例❷(横浜地判昭和五七年)は妻Wが夫Yに無断で自分とYの二個の印章を持参してXリース会社から自分と

用途欄に「家事費用」と記載したという事案である。

跡がないこと、一一万七六○○円は借受日の昭和五三年五月二九日から翌月初めの給料日までの当座の生活費として はいささか高額すぎて使途につき疑念を挾む余地なしとしないこと等から、Wが二個の印章を持参したとしても一一 を軽信して給与明細書及び印鑑証明書の提出を受けていないこと、Xは他にWの言の真偽を確認する措置をとった形 借受申込者から保険証の提示と給与明細書及び印鑑証明書の提出を求めるのを常にしているのに本件の場合はWの言 金額が一一万余円であっても本件借財は日常家事行為とは認められないと判断した上で、一般にXが貸付をする時は 横浜地判はWの言によるYの職業、収入、借受金の使途等についてこれを裏付けるにたりる証拠はないから、

本件借財の遅延損害金日歩三〇銭は年利一〇九・五パーセントに相当し、一方利息制限法によればこの場合の遅延

○条類推の正当理由は成立しない旨判示した。

そしてWは保険証を提示し自分とYの二個の印章を持参したのみであり、本人YにWの代理権の有無・範囲について 損害金の限度は年三割六分(三六パーセント)であるから、債務額の多寡を問わず本件借財は非日常家事行為である。

問合せをすることが全く不要と感じさせるほどの客観的事情が何ら存在しない本件では、Wの言による使途目的や一

一○条類推を言うまでもなく、Ⅹに一一○条の正当理由は成立しない。

返済する責任があると七六一条をあげて説明している(前掲五一頁、五二頁)。 るが、そこにおいてもサラ金業者からの借金であれ使途によっては(家計費に使うなど)内緒にされた夫または妻も て機能させられている。前掲「サラ金一一〇番」はサラ金利用者救済のために実務的視点からまとめられたものであ づき連帯責任があると主張するケースがふえてきており、七六一条はさながらサラ金業者の取立ての法律的道具とし 後に生活費にあてると言うから貸したのだから(つまり日常家事行為だから)何も知らなかった夫にも七六一条に基 ついていえば、サラ金業者が主婦に対して出費が何にあてられるかを問い、生活費にあてるとの言を得てから貸付け、 は支払義務はなくても泣く泣く支払わざるを得ないという実態があるからである。サラ金と日常家事行為との関係には支払義務はなくても泣く泣く支払わざるを得ないという実態があるからである。サラ金と日常家事行為との関係に られてから既に久しいのに、サラ金に関する判例は以外に少ない。それはサラ金業者の苛酷な取立てから、多くの人 の実務―」一頁)サラ金地獄とよばれる返済苦から家庭が崩壊するなどサラ金問題が重要な社会問題としてとりあげ (ⅱ)今日サラ金の利用者は二○○万人とも四○○万人ともいわれ(「サラ金一一○番―サラ金の返済と 整理の為

を維持するために日常的に反復継続されることが社会通念上当然予想される行為とはいいえないからである。判例も 年後には元利合計が借受額の二倍以上になるのであり、このような超高利の借財をする行為自体が、夫婦の共同生活 をあいまいにし夫婦の財産的独立を侵害する危険性が高いということをすでに幾度か指摘してきたが、高利・サラ金 の場合はたとえ月収の一~三割程度の借財であれ日常家事行為と認めるべきではない。日歩三〇銭で借財をすれば一

当該借財が日常家事行為に該るか否かを判断するに際して使途目的を考慮することは、日常家事行為の概念と範囲

言することが今日のサラ金問題に対するひとつの啓発にもなると考える。(タイ) うに七六一条に規定する日常家事行為の本来の意義にたち返って、高利・サラ金の借財は非日常家事行為であると断 使途目的云々と言ったところで高利・サラ金の場合は結論として日常家事行為とは認めていないのであり、

(5) 復代理(Ⅱαd型)の場合

する確認の電話にはWがYの承諾(AのXに対する債務につきAがYを代理してY名義の連帯保証契約を締結するこ 契約時にAはWより手渡されたYの実印を所持し、自分が交付を受けたYの印鑑証明書をXに提出し、XのY宅に対 業資金)の債務につき、AがYを代理してY名義の連帯保証契約を締結することを承諾したという事案であり、  $\widehat{\mathbf{i}}$ 判例⑮(東京地判昭和四九年)は妻Wが夫Yに無断で、自分の弟AのX信用株式会社に対する五○万円(Aの営

と)を得ている旨答えたという事情があった。

用説が妥当する旨判示し、Xは金員の貸与(Aの営業資金)及びその連帯保証がYの日常の家事とは全く関係のない はその復代理人がしたかということによって異別に解すべき理由はないから、本件のような場合にも一一〇条類推適 いから、はたしてAが復代理人といえるのか疑問がないわけではないが)、 由に復代理人を選任でき(もっとも本件の場合他人の債務を保証するという権限はW自身の日常家事代理権に属しな 締結の権限を与えたものと判断した上で、日常家事代理権は法定代理権であるから夫婦の一方はその責任において自 あり、本件はWが自己の意思でYに無断で日常家事代理権の範囲をこえてAに対してYの代理人として連帯保証契約 東京地判は妻が夫を代理して他人の債務を保証することは特段の事情のない限り日常家事代理権の範囲外のことで 権限踰越行為を妻自身がしたか、

七九 (七九)

ことを当然知っていたとみられるからⅩに一一○条類推の正当理由は認められないと判断した。

本件では復代理と一一〇条適用の関係が問題となる。私見は日常家事代理権の本質を任意代理であると考えるので、

任したところ、丙も甲が乙に授与した代理権の範囲をこえて行為した場合(例 甲が乙に一〇〇万円の借財について 代理人として一〇〇万円をこえる金額の借財をした)、 ③甲が乙に授与した代理権の範囲をこえた行為を乙が丙に 復 が乙に授与した代理権の範囲内の行為を乙が丙に復任したところ丙がその範囲をこえて行為した場合(例 が甲のための一○○万円の借財について丙に復任し、 丙は丁から甲の代理人として一○○万円の借財をした)、 ②甲 が丙に委任し丙がその範囲をこえないで行為した場合(例 甲が乙に一〇〇万円の借財についての代理権を授与し乙 諾していないしやむを得ない事情もないので、Wには復任権がない。一般に代理人に復任権がない場合にその復代理 夫婦の一方は他方の許諾がある時又はやむことを得ざる事由がある時に復任権を有する(一〇四条)。 本件のYは 許 てすることをwはAに承諾しAが行為したのであるから、本件は右の③のケースに該当する。従ってxに一一○条の 人として一○○万円をこえる金額の借財をした)、 が考えられる。 本件のwは復任権がないのに、AにAのxに対す の代理権を授与したところ乙は甲のための一〇〇万円をこえる金額の借財について丙に復任し、丙も丁から甲の代理 人の債務を連帯保証する行為はWの日常家事代理権の範囲外の行為であり、その範囲外の行為をAがYの代理人とし る債務につきAがYの代理人としてY名義の連帯保証契約を締結することを承諾した。Ⅱαb型で検討したように他 人がした行為について一一〇条の適用が肯定されるケースとしては、①甲が乙に授与した代理権の範囲内の行為を乙 一○○万円の借財についての代理権を授与し乙が甲のための一○○万円の借財について丙に復任し、丙は丁から甲の 甲が乙に

正当理由が成立すればYは本人として責任を負わねばならない。

本件は代理人(復代理人A)自身の債務の保証のために代理人が本人(Y)を代理したケースであるから(判例⑯

弱い肯定的ファクターにすぎないし、XのY宅への確認の電話に対してはWがYの承諾を得ている旨答えたにすぎな いから(肯定的ファクターにならない)、 否定的ファクターを陵駕するほどの積極的な 肯定的ファクターは存在せず、 判例⑬と同様)この事実は決定的否定的ファクターである。AはYの実印と印鑑証明書を所持していたが、

本件はWが自分自身の日常家事代理権の範囲外の事項についての権限をAに与えたという事案であるため、 従ってⅩには一一○条の正当理由は成立しない。 本件判旨(長きにわたるので註記する)は、日常家事代理権を法定代理であるとしWには復任権があるとしながら、(5)

条の適用の関係についての判示のしかたが不明であり、一一〇条類推適用説を採った点にも問題はあるが、Yの責任 るから右の③の場合に該当する(いずれにせよⅩに一一○条の正当理由は成立しない)。 本件判旨は 復代理と一一○ の日常家事代理権の範囲をこえた行為についてAに復任し、AもWの日常家事代理権の範囲をこえて行為したのであ も丙の行為は権限踰越の無権代理であり、一一○条の適用が肯定される。本件のWに仮に復任権があれば、 ば丙の行為は有権代理であり、一一○条の適用は問題とならない。これに対して②と③の場合は乙に復任権があって おいてその復代理人がした行為について一一〇条の適用が問題とされるケースのうち、①の場合は乙に復任権があれ 代理人がした行為について一一〇条の適用が肯定されるケースとしては二つ考えられる。即ち先に述べた任意代理に 般的・抽象的には代理人に復任権があることになり、かような場合(一般的に代理人に復任権がある場合)にその復 を任意代理とみるので本件のWには復任権がない。 理人であるか否かを明らかにせず、またAが復代理人であるとしても一一○条適用の前提となる基本代理権があるの か否かを不明にしたまま、一一〇条類推適用説にたつ旨判示しその正当理由を否定している。私見は日常家事代理権 しかし判旨のように日常家事代理権を法定代理とみるならば、 Aが復代 Wは自ら

を否定した結論自体は妥当である。

第四〇巻 第一号

きるとのことである。 を貸主のいう方法で担保に供し、貸主のいう履行確保方法(公正証書作成等)をとる行為につき夫の代理権を授与で する家屋の固定資産税を納付するために支払資金を借受ける行為(一〇万円)は日常の家事であるし、その借財のた め夫名義の居住家屋を担保に供するほかない場合には、妻は第三者を夫の代理人に選任し他人からの借財や居住家屋 (i)判例⑨(横浜地判昭和四二年)は事案は不明であるが判旨によれば、夫名義で賦課された所得税及び夫婦の居住

もっとも相手方に一一○条の正当理由が成立しない場合でも、一○万円が現実に所得税や固定資産税の納付に費消さ 保を設定したり公正証書を作成したりすることは日常家事行為ではない。本件は妻が自らの日常家事代理権の範囲を 為が日常家事行為であるか否かは夫婦の収入によって決せられる。しかし、その借財のために妻が夫名義の家屋に担 れていれば、その返還債務につき夫は七六一条により連帯責任を負う。 こえる事項についての権限を第三者に復任した事案のようであるが、事実関係不明のため事案の分析は困難である。 所得税や固定資産税を納付する行為が日常家事行為であることは言うまでもないが、そのための一○万円の借財行

ら) 手形・小切手行為(Ⅱαe型)の場合

れたので、Xに紹介して同月二八日二〇万円の融資を受けさせた。その際WはYの印章等を冒用して同額のY名義の の間の連れ子についての費用や年末の資金並びに火災保険金の支払に必要であるとして二〇万円ほどの融資を申込ま 入してもらった関係でY宅に出入りしYの妻Wとも知合っていたが、昭和三六年一二月二五日AはWからWの先夫と 判例⑩(大阪高判昭和四三年) の事案は以下の通りである。AはT保険会社に勤務し昭和三三年ごろから火災保険に加

約束手形を担保として差入れたが、それは所定の期日までに決済されることなく、その後何度か手形は書替えられ最

後に差入れられた手形に基づいてXがYに約束手形金請求訴訟を提起したのが本件である。

もかかわらずXはYに最初から面会したことはなく、本件手形による借財に関してはすべてWとの間でAの仲介で事 計上決して小額ではないこと、本件手形はいわゆる書替手形でWに対する融資金は早くから回収困難に陥っていたに 事行為の範囲を逸脱していると判断した。そしてXの一一○条類推の主張に対しては、二○万円という金額は一般家 をしなければならない事情はなかったこと、昭和三六年ごろの二〇万円は通常の家計においては必ずしも小額でない 諫言を受けていたこと (それが原因で昭和三八年に離婚)、 昭和三六年一二月当時Y方では他から二〇万円程の借財 かせたことはなかったこと、Wはそれ以前からしばしば勝手にY名義の借財をしたりYの財産を着服したりしてYの 位で賄われていたこと、Yはアパート経営については火災保険契約の締結そのほか一切万端を自らの手で行いWにま た上で、Yは当時既に老令(七三歳位)で専らアパート経営をして生計を立てていたこと、Y宅の家計は毎月七万円 個別的に妻の夫名義による約束手形振出行為等手形行為を適式有効と做すかどうかを決するのが相当である旨判示し な共同生活の具体的な規模・状況に応じて手形行為を相当とする必要性を、取引高(手形金額)の範囲内において、 の日常家事代理権行使の一方法として有効であり、具体的には当該夫婦の社会的地位、 こと等から、Wの二〇万円の借財及びその担保としての同額の手形振出行為はいずれもY方の家計においては日常家 A自身も火災保険の件で日頃何回となくYに面談しながら本件借財の件については一度もYに確認せず、ま 夫婦間の共同生活の運営の必要上借財のために夫名義の約束手形を振出す等手形行為をすることは妻 職業、収入等を含めた現実的

一本件手形

たXはYとは比較的近距離のところに居住し、三六年当時Y宅には電話があったこと等を認定した上で、

から、 たという証拠はない。)ことは、控訴人に過失があったものというに難しくはない。」からⅩに一一○条類推の正当理 郵便電話を利用するかなどして、被控訴人本人に直接手形債務負担意思の有無を確かめる措置を講ずる必要が十分あ の振出発行は喜代子(W)の日常家事行為と做すには困難があり、かつその回収もむずかしくなっていたわけである かつ容易にかかる措置を講じうる状況下にあったにもかかわらず、それ相当の適切な措置を講じなかった 控訴人(X)としては、本件手形差入前に、自ら或は松風洋三(A)を介し、被控訴人(Y)方に赴くか或は

囲内であるとする。 (エ) 金額の多寡にかかわらず日常家事行為ではない。そして二〇万円の借財についても当時Y宅の家計は毎月七万円位で の共同生活を維持するために日常的に反復継続される行為であるとは言い難い。従って私見によれば手形行為は手形 本件判旨は妻が夫名義の約束手形を振出す等手形行為をすることも取引高や必要性によっては日常家事代理権の範 しかし昭和三六年当時はもちろんのこと平成元年の今日においても、社会通念上手形行為が夫婦

由は成立しない旨判示した。

賄われていたのであるから、これも非日常家事行為である。

理由がない旨判示している。即ち本件判旨は客観的事情からみてXはY本人の意思を確認すべきであったのにそれを 容易にYの意思を確認できたにもかかわらずそれをしなかったことには過失があるから、Xには一一○条類推の正当 話あり)を利用するなどして、Y本人に直接手形債務負担意思の有無を確かめる措置を講ずる必要が十分あり、 いる)あるいは自らY宅に赴くか(XはYとは比較的近距離のところに居住)郵便電話(昭和三六年当時Y宅には電 から困難に陥っていたのであるから、本件手形差入前にXはAを介して(Aは火災保険の件でしばしばYに面談して 次に本件判旨はXの一一○条類推の主張に対して、本件手形はいわゆる書替手形でWに対する融資金の回収は早く かつ

実と同一であることを明らかに示しているといえよう。 を帰属させるべきか否かを判断する際に考慮される事実は、一一〇条の正当理由の有無を判断する際に考慮される事 必要は何らなかったと思われる。しかしいずれにせよ本件判旨は、配偶者の一方に他方配偶者の無権代理行為の効果 は妥当であるが端的にⅩには一一○条の正当理由がないといえば足りることであり、不要な一一○条類推をもち出す には一一〇条類推の正当理由はないと判示したのである。そうであるならばYの責任を否定した本件判旨の結論自体 的事情があり」それ故に「XがWの代理権の存在を信じた」といえるか否かを判断し、それが認められないから、X 理由の有無つまり「本人YにWの代理権の有無・範囲について問合せをすることが全く不要と感じさせるほどの客観 要求して一一〇条の正当理由を否定する判例がしばしばもちいる表現であり、本件判旨は実質的には一一〇条の正当 しなかったから一一〇条類推の正当理由は認められないと判断しているのである。これは、「本人の意思の確認」を

1 森①)につき、三宅正男先生より大要次のようなコメントをいただいた。 判例③・判例④・判例⑳の詳細な検討は髙森①四三頁~五二頁参照 なお拙稿「夫婦の日常家事行為と表見代理」(名城法学三八巻別冊本城武雄教授還暦記念号一九頁以下)(本稿における髙

「御論文は、判例理論の問題点を的確に解明し批判するもので、極めて有益で説得的だと考えます。

が説明した使途を、日常家事行為と信ずるについての正当理由とする解釈は、─次の一一○条の解釈と同じ趣旨から─全く 共同生活のためであることは確かですが、一時に多額の借入れはやはり日常家事の範囲外であり、借入れに際し夫婦の一方 第一に、日常家事行為の範囲に関し、例えば借財の場合の使途が実際に家族の医療であれば、その借財が家事つまり夫婦

正当理由とならず、委任を推定させる本人の行為のみが正当理由となると考えます。御論文が東京高判昭和三七・六・一九 次に一一〇条の正当理由に関し、委任された旨の代理行為者の説明は、たとい本人の実印や印鑑証明書を所持していても

から全く適切であり、御論文も上記観点とほぼ一致すると思います。」 (筆者註・本稿における判例④)と名地判昭和五五・一一・一一(筆者註・本稿における判例⑳)を選択したのは上記観点

右コメントは私見を適切かつ簡潔にまとめて下さったものなので、三宅先生の御了承を得て、掲載させていただきます。

2 屋の新築という行為は「夫婦の共同生活を維持するために日常的に反復継続されることが社会通念上当然予想される行為」 本事案においては、家屋の新築費にあてるという目的自体がそもそも日常家事的なものであるとはいえない。何故なら家

3 在中唯一度家を訪問し妻の詐欺師的な言辞を誤信したというだけのことである。 財が日常家事の範囲に属すると信ずべき正当の理由があるとしたが、相手方がそのように信じたというのも、夫が勤務で不 は家屋の新築にあてるという目的は日常家事行為的なものであることを前提とした上で、その説明を受けた相手方が本件借 であるとはいえないからである(國府「本件判批」同志社法学八二号六五頁も新築は日常家事ではないとする)。 東京 高 判 髙森②五四頁~五七頁。

(5) 内縁関係への七六一条の準用については肯定するのが一般的である(我妻「親族法」二〇三頁、三島「日常家事債務の連 帯責任」家族法大系Ⅱ二五三頁、太田武男「内縁の研究」一三五頁等)。

4

高森②五九頁~六二頁。

- 6 YはMの死後本件と同時期に同様の様式でXとの間になされた一五万円の借財につき一部(八万円)を弁済しているが、
- 本件の連帯債務の負担の事実を承認していたとは即断できないと、東京地裁は判示している。 金員の返済を待たずにYに返済したのをYが恩義に感じて自らは返済義務のない八万円を支払ったもので、これだけでYが これはMがYに無断で担保としてXに差入れたY所有の白檀の三味線(Yが大切に所持していたもの)を処置に困ったXが
- (7) 私見は、一般に、相手方が一方配偶者の長期不在中に、その不在者名義の財産について他方配偶者と取引する場合には、 考えるので、相手方に一一〇条の正当理由が成立するためには、よほど積極的な肯定的ファクターがなければならない。髙 本人の不在を知っている相手方としては無権代理の危険を覚悟するか、本人の追認を期待して取引しているとみるべきだと 森②二六頁~四二頁参照
- (8) 代理人がどんなに代理人らしく振舞っていても、すでに過去に何度か真実本人を代理して行為したという事実がないかぎ り、相手方には本人への問合せを不要ならしめる客観的事情があったとはいえない。無権代理行為は肯定的ファクターとは

ならないのである。本件判旨もこのことを暗黙に前提としており、したがって前述のように、「Xの意思を確認するところ 全くなかったから……重大な過失があった」と判示しているものと思われる。

- (9) Yが如何なる任意代理権を基礎として一一○条の表見代理の主張をしたのかは不明であるが、これに対して一一○条の正 当理由を否定した東京高判の判断は正当である。
- 10 理由を否定している。髙森②六四頁~六七頁参照。 〔判時七七六号五二頁〕は「夫婦の日常の家事に属する行為はありえない」としながら一一○条類推適用説にたちその正当 本件のように婚姻関係が破綻し別居中の妻が夫名義の不動産を処分したという事案で、大阪高判昭和四九年一〇月二九日
- (11) 「サラ金一一○番」三頁によればサラ金の貸付金の未回収率はわずか二パーセントから三パーセントにすぎないとのこと である。
- (12) 尼崎市市民法律相談員からの聴取に基づく。
- 13 うが、判例も債務額がわずかであれ高利・サラ金の場合は結論としては非日常家事行為であると判断しているのであるから、 このような記述の仕方はサラ金利用者救済のための啓発書としては問題がある。 これは使途目的を考慮して当該借財が日常家事行為に該るか否かを判断するという判例・学説に従って書かれたのであろ
- 解は、夫婦の財産的独立を侵害し家庭崩壊を招来する意見であるとしか思えない。 から借りるべきであり、使途目的如何によっては夫または妻の無断のサラ金業者からの借財も日常家事行為になるという見 私見によれば、生活上の必要からやむを得ずサラ金業者から借財をする場合は、夫婦相談の上返済計画をきちんと立てて
- 本件のように妻たる代理人自身が日常家事の権限に属しない事項、つまり他人の債務を保証するという権限を第三者たる栗 理人を選任できるが、しかしそもそも復代理人とは、代理人がその権限内の行為をおこなわせる本人の代理人であるから、

「夫婦の日常家事代理権は、法定代理権というべきであるから、代理人たる夫婦の一方は、その責任において自由に復代

15

代理がなく、 為をしているのだから、かかる場合、復代理人たる栗原には民法一一〇条の適用(もしくはその類推適用)の前提たる基本 子(w)が日常家事の代理権限の範囲を越える権限を栗原に与え、かつ、その栗原がまさにその与えられたとおりの法律行 原(A)に与えるような場合、はたして栗原が『復代理人』といえるのか疑問なしとせず、もしそう解しうるとしても、鈴 したがって右の表見代理の成立の余地はないのではないかとも考えられる。しかしながら、たとえば妻自身が

八七(八七)

原の基本代理権と構成するか、もしくは栗原をして、鈴子の決定した意思表示(被告の代理人として本件連帯保証契約を締 権限を授与された復代理人が、その権限を越える法律行為をした場合には、後記のとおり民法一一○条類推適用があるのに、 結する意思表示)を伝達する表示機関(使者)と解するかして、民法一一〇条を類推適用するのが相当である。」 であろう。したがって、もし栗原を鈴子の復代理人とみるとすれば、鈴子の本来有する日常家事に関する代理権をもって栗 本件のような場合にはその類推適用を否定するというのでは、取引の相手方の保護に欠けることとなって妥当とはいえない 日常家事に関する代理権の範囲を越えて法律行為をした場合、さらには妻から本来日常家事代理権に属する事項を処理する

- 16 件のように夫婦の一方でない他人が復代理人として相手方と取引する場合には、一一○条類推の正当理由の内容は一層あい 夫婦の一方が他方を代理して相手方と取引する通常の場合でさえ一一○条類推の正当理由の内容はあいまいであるが、本
- 17 を用いて約束手形を振出したときは夫は右約束手形について支払の義務を負うとする。 事案は不明であるが判例⑧大阪地判昭和四一年も、妻が夫との共同生活にかかる日常の家事に関して夫の記名印及び印鑑
- 18 って紹介者も信用できないにもかかわらず貸付に際して、「孝男(X)に対して和子(W)に代理権等の権限を与えたもの 推をせずに)Yの一一○条の正当理由を否定している。それによればYは金融業者であり、Wへの貸付は本件が初めてであ に出向いているのであるから、和子が岡田医院の手伝いの外に事業していることを推知しえたのに、この段階でも破産者素 かどうかの確認手段をとっておらず、しかも、最初の二口の貸付はその弁済期である同年三月三一日と四月二八日には支払 に必要な資金の調達は自分にまかされている旨説明しているところから、東京地判は一一○条を直接適用して(一一○条類 なされたという事案である。東京地判の認定するところによればXはWに何らの代理権も授与していないが、WはYに医院 を作成し、金融業者から右手形等の割引によって事業資金を得ていたところ、Yの本件貸付けもこれら一連の行為のなかで ある夫X(後に破産宣告を受ける)に無断でXの手形・小切手帳を使用しXのゴム印、実印を冒用してX名義の手形小切手 ある。これは宝石・骨董品等の販売を目的とする会社S・D・Rを経営する妻Wが事業資金に行きづまったので、 ができず、その結果、 新たな貸付をなしてこれを弁済し、 その後も 数回このようなことが行われているのに拘らず、被告 (Y)はこれらの機会にすら、孝男との連絡をとっておらず、しかも、数回の貸付けの間には株式会社S・D・Rの事務所 妻が夫に無断でなした夫名義の手形行為について一一〇条の正当理由を否定したものとして判例⑩東京地判昭和五四年が

男との右貸付けについての何んらの折衝もしなかった。(傍点筆者)」という事実を認定して、Xの真意を確かめることなく 漫然と貸付けを続けたYには一一○条の正当理由はないと判示した。

- 定するのに認定された事実と同一である。 らしいところから、判例⑭は日常家事行為を問題とせずに「本人の意思の確認」を要求して一一〇条の正当理由を否定して いる。判例⑲において一一○条の正当理由を否定するのに認定された事実は、判例㉑において一一○条類推の正当理由を否 判例⑩では妻が使途目的を越年資金等にあてると説明したのに対して判例⑩では夫の医院に必要な資金の調達と説明した
- 定した上でそれを基本代理権として一一〇条を直接適用し正当理由を肯定したものとして判例②函館地判昭和三四年がある。 夫が妻及び妻の父に無断でなした妻及び妻の父両名名義の手形行為について、妻との間には日常家事代理権しかないと認

営する漁業及び水産加工業の手伝いをしてきたが、昭和二二年頃には水産加工業の営業名義も移され、漁業及び水産加工業 七三五○○円の約束手形をXに振出交付したという事案であった。函館地判の認定した事実によれば⑦Mは従前よりYの経 これは夫Mが昭和二九年一一月一日Xから利息一ケ月七分、弁済期日昭和三○年五月末日の約定で借り受けた事業資金一五 行為につき事実上、法律上Yを代理し得る権限を有していた、②XはY・Y・Mと同町内に住む同業者で、Yらと数年来の 濫発、Mの女性関係等のためYらとの間に感情上の疎隔をきたし、本件手形振出当時は家庭内においてはYら両名の事前 っても∑ら振出名義の約束手形を振出し得る権限を有していた、回昭和二九年、三○年頃から前記営業の経営不振、手形の の経営に関する事実上、法律上の諸般の行為につきY・Yを代理する権限を与えられ、右事業に関し約束手形を振出すに当 利息合計七三五〇〇円の支払を確保するために、Mにおいて昭和三〇年六月一日妻兄、兄の実父兄に無断で両名名義の額 万円の債務につき、弁済の猶予を受けるに際し、昭和二九年一一月一日以降同三〇年五月末までの月七分の割合による約定 承諾なくしてYら名義の手形を振出すことを差し止められていたが、手形振出行為以外の点においてはなお事業上の諸般の

理してその衝に当り攷・攷名義の約束手形を適法に作成交付した事実があった、とのことである。 取引もありMが꿉らを代理し得る権限を有することを知っており、前記事業資金一五万円の貸付に際してはMが꿈・蛩を代 この判例②は日常家事代理権を基本代理権として一一〇条を直接適用し正当理由を肯定した判例として事案を紹介するこ

認定事実⑦몝によればMは昭和二二年以降しばしば事業に関しY・Y名義の約束手形を適法に振出していたようであるし、 となくよく引用されるが、私見によればMとYとの間には日常家事代理権の他に基本代理権があったと思われる。何故なら

から、私見の基準に照らしても、 べきではない(むしろⅡβ型である)。なお、本件は⑦②の事実(梅・富井・第一類型に該当する主要な肯定的ファクター) 交付しているからである。これらの認定事実からすれば本件は妻との間で日常家事代理権しか基本代理権がない事案とみる ◎によれば事業資金一五万円の貸付に際してはMがY・Yを代理してその衝に当りY・Y名義の約束手形を適法にXに作成 一一〇条の正当理由が成立する事案である。

## 三小

括

切手行為、他人の借財についての連帯債務・連帯保証契約の締結等は、 入・債務額を客観的に判断して月収の一~三割程度のものが日常家事行為の範囲内と解すべきである。そして債務額 図は日常家事行為の範囲の判断基準としては一切排除すべきであると考える。従って借財については夫婦の資産・収 範囲は客観的に判断されるべきであり、日常家事行為の範囲と概念をあいまいにする行為者の目的・動機等主観的意 日常家事行為と判断されれば他方は連帯責任を負うのであるから、夫婦の財産的独立の保護のために日常家事行為の 復継続されることが、社会通念上当然予想される行為」と定義する。そして、夫婦の一方が他方に無断でした行為も 照らして考察した。私見は日常家事行為を「行為の種類・性質からして夫婦の共同生活を維持するために日常的に反 の多寡にかかわらず高利 1 二において日常家事行為と表見代理が問題となる借財に関する判例を、Ⅰ型とⅡα型を中心に私見の基準に (利息制限法所定の利息を超える)の借財やサラ金からの借財、 社会通念上夫婦の共同生活を維持するために 借財担保のための手形・小

日常的に反復継続される行為とは言い難いので非日常家事行為である。

した使途目的及び証拠によって認定された現実の使途をかなり重視する傾向にあるが、結論においては右の基準で判 判例は問題となった借財が日常家事行為に該るか否かを判断するについて、借り受ける時に行為者が相手方に説明

現実に日常家事的に支出されたことが認定された三七万円については、夫婦は協力して共同生活を営む以上、その返還 常家事行為に該るか否かを客観的に判断すべきであり、そして非日常家事行為であると判断された後に証拠によって 事行為に該るというのは不当である。ここではまず夫婦の資産・収入からして一五〇万円の借り受け行為そのものが日 断する私見と大体において一致している。しかし判例❷のように現実の使途を考慮して借り受け行為の一部が日常家

債務について夫は七六一条により連帯責任を負うと判断すべきであった。

に対する相手方の誤信の他に、 うに誤信したのはもっともだといえるかという程度の内容にすぎないと思われる。もっとも我妻説の記述からは一一 信ずるについての正当理由」とは、行為者が説明した使途目的から相手方は日常家事行為であると誤信したがそのよ たが現実には日常家事的に支出されなかったという場合しか考えられない。そうだとすれば「日常の家事の範囲内と 趣旨を適用する(即ち一一〇条類推の正当理由を問題にする)とは、行為者が相手方に日常家事的な使途目的を述べ されるわけであるから、そこでは表見代理の趣旨を適用する余地などない。従ってその範囲についてだけ表見代理の 代理権の授与があった場合だけ、それを基礎として一一〇条を直接適用しようとする学説である。しかし使途目的を 常家事行為の範囲を広く解し、かつその範囲についてだけ表見代理の趣旨を適用し、それ以外の行為については特に ○条類推の正当理由の有無を判断する際に考慮されるべき具体的事実は不明であり、 重視する我妻説の立場では、借受金が現実に日常家事的に支出されたならば当該借財は日常家事行為であったと判断 判例が採る一一○条類推適用説に影響を与えた我妻説は行為者の使途目的・動機等主観的意図を重視して日 代理権ありと信ずべき正当理由の有無の判断の際に考慮される事実もあわせて、 行為者の説明による目的・動機

九一 (九一)

○条類推の正当理由の有無を判断しようとするのか否かは不明のままである。

接適用する場合と比較して、使途目的に対する相手方の誤信を問題とする分だけ、正当理由が成立する余地が狭まる たほとんどの判例は行為者の説明した使途目的に対する相手方の誤信の他に、代理権ありと信ずべき正当理由の有無 産的独立を侵害する結果を招来している。逆に私見の基準に照らしても一一○条の正当理由を肯定し得る判例❷は、 しない事案であるのに家屋の新築費にあてるという詐欺師的な妻の言辞に対する相手方の誤信を重視して、夫婦の財 かのような印象を一見与える。しかし一一○条類推の正当理由を肯定した判例④は、本来一一○条の正当理由が成立 の判断の際に考慮される事実をあわせて一一〇条類推の正当理由の有無を判断している。右の立場は、一一〇条を直 が非日常家事的であるときは一一○条適用の問題とする。そして判例⑫⑰⑳を除けば、一一○条類推で問題を処理し であるときは一一〇条類推で問題を処理し、他に何らかの代理権の授与があり、あるいは行為者の説明した使途目的 判例は右の我妻説に忠実であり、他に何らかの代理権の授与がなく、かつ行為者の説明した使途目的が日常家事的

認定事実♡⊖から「本人に代理権の有無・範囲について問合せをすることが全く不要と感じさせるほどの客観的事情 ⑩は、ともに「本人の意思の確認」を要求し、それをしなかった相手方には過失があるからとして本人の責任を否定 があり」それゆえに「代理権の存在を信じた」といえるから、名古屋地判は一一○条類推の正当理由を肯定したので また手形・小切手行為につき一一○条類推の正当理由を否定した判例⑩と一一○条の正当理由を否定した判例

をすることが全く不要と感じさせるほどの客観的事情」がないときに、その正当理由を否定しているのである。 している。即ち一一〇条類推の正当理由を否定する判例も、実質的には「本人に代理権の有無・範囲について問合せ

締結した場合を除き、代理行為がない以上一一〇条類推適用説の立場でも本来表見代理は問題とならないはずである。 しかるに判例@は何らの代理行為がなかった妻の自己名義の借財につき、一一〇条類推の正当理由の有無を検討して

行為者が自己名義でした借財については、行為者が他方名義で自己の借財について連帯債務契約や連帯保証契約を

問われるというならば、夫婦の財産的独立が侵害される危険性は極めて大きくなる。 は夫婦の財産的独立の保護であったはずであるが、現実にはその意図したところとは逆の結果を招来しかねない危険 いる。これは日常家事行為の範囲についてだけ表見代理の趣旨を適用するという我妻説の記述のあいまいさに起因す 何らの代理行為がなかった場合にまで、一一〇条類推の正当理由があれば他方配偶者は連帯責任を 我妻説は、その意図するところ

断基準は一一〇条の正当理由の判断基準と異ならないといえよう。 していない。一一〇条類推で問題を処理する判例も、 判例は一一○条の適用につき、我妻説をベースとして一般に誤解されている程安易には一一 結論自体は判例④を除き妥当であるが、そこにおける実質的判 ○条の正当理由 [を肯定

性を孕んでいる学説である。

おわり

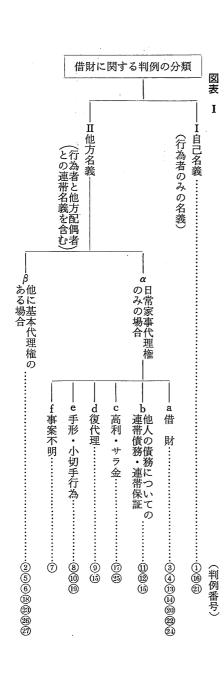
また消費者金融の著しい発達により容易に借財できる今日の社会状況の下では、使途目的によってはサラ金業者から の高騰などで共同生活の費用に不足を感じる妻はパートタイマー労働者という形であれ働き場所を得ることができる。 きぬでもない。しかし平成元年の今日においては、既婚女性の過半数は有職主婦であり、 動機を考慮して広く解し、共同生活の費用に困窮した妻が容易に借財できるようにと考えた我妻博士の意図は理解で や質屋ぐらいしかなかったと思われる。このような社会状況の下では、七六一条の日常家事行為の範囲を使途目的や 共同生活の費用に困窮した妻が働きに出ようとしても働き場所は少なく、借財しようとしてもその相手方は知人親類 は高度経済成長期に入っていたとはいうものの国民の生活はなお貧しく、既婚女性のほとんどは専業主婦であって、 判例に多大な影響を与えた我妻博士の一一○条類推適用説が提唱されたのは昭和三六年頃である。この当時の日本 家のローンや子供の教育費

九三(九三)

九四

そして現実に夫婦の共同生活の費用に支出された金額については、その返還につき夫婦は七六一条により連帯責任を に従って一一〇条の正当理由の有無を厳格に判断する解釈態度の方が、夫婦の財産的独立の保護に資することになる。 図を一切排除して客観的に判断し、 今日の夫婦の婚姻生活を取りまく諸々の社会状況を考慮すれば、 負うと解するのが、 の高利の借財でも日常家事行為に該るという解釈は、 夫婦の婚姻生活の円滑な運営と夫婦の一方と取引した第三者を保護しようとする七六一条の本来 客観的に非日常家事行為と判断された他方名義の行為については私見の判断基準 夫婦の財産的独立を侵害し家庭崩壊の一因ともなりかねない。 七六一条の日常家事行為の範囲を行為者の主観的意

の趣旨に沿うことになろう。



図表置11

|                              |                                    | (a)           |                             |             |                       |                     | (G)                   |            |  |               |                    | <u> </u>               | 1        |         |            | <u> </u>    | חלי, ו            | m\H           |
|------------------------------|------------------------------------|---------------|-----------------------------|-------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|------------|--|---------------|--------------------|------------------------|----------|---------|------------|-------------|-------------------|---------------|
|                              | 西                                  | <u>⑥</u>      | 路                           | <u>4</u>    |                       | 超                   | ⊚<br><b>≆</b>         |            |  |               | 問                  | <u>⊚</u><br>⊠          | -        |         | 四          | Ä<br>Θ      | 中                 |               |
|                              | 36.                                | 沃进            | 37.                         | 中           |                       | 35                  | 粞                     |            |  |               | 34.                | 面館                     |          |         | 31         | 小           | ك ا               | ==            |
|                              | 昭36. 2.7                           | 横浜地判          | 昭37. 6.19<br>(③の上告)<br>(審判決 | 東京高判        |                       | 昭35.12.2311-12-2724 | <b>浦和地判</b>           |            |  |               | 昭34.9.29 10-9-2051 | 函館地判                   |          |         | 昭31.4.12   | 東京地判        | Я                 | ¥             |
|                              |                                    |               | ı                           |             |                       | 311.                |                       |            | -  |               | 9 10               |                        |          |         |            |             | E                 |               |
|                              | 269-9                              | 金             | 15-6-43(                    | 高民集         |                       | -12-                | 下民集                   |            |  |               | <del>-</del> 9-;   | 下民集                    |          |         | 7-4-958    | 下民集         |                   | _             |
|                              | 9                                  | 浒             | 430                         | 輠           |                       | 272                 | 集                     |            |  |               | 2051               | 無                      |          |         | 958        | 無           | *                 | ₽             |
|                              |                                    | —<br>米        |                             |             |                       | и                   | 壊                     |            |  |               |                    | 一<br>米                 |          |         |            | サ           | 1                 | ĬĮ            |
|                              |                                    |               |                             |             |                       |                     | ~~~                   |            |  |               |                    | ΛF                     |          |         |            | 거무!         | <u>1</u>          | #             |
|                              | 米の                                 | . 畑           |                             |             | ル<br>り<br>合<br>名      | 娘                   | ж                     |            |  |               | 壊の                 | ψ                      |          |         |            | 墲           | 位数                | ₩<br>*        |
|                              | <u>父</u>                           | : <del></del> |                             |             | 有                     | ***                 |                       |            |  | 77            | ×                  |                        |          |         |            |             | <u> </u>          | +             |
| ,                            | 夫の父協同組 抵当権設定 会社の 400 万円の<br> 合   信 | 商工業           |                             |             |                       | -                   | 金融会                   |            |  | 同業者           | 妻の父に住む約束手形         | 同町内 73,500円の 夫が事業資金15万 |          |         |            |             | 1) 念有 有裁人相于力      | Ħ             |
|                              | 组技                                 | 撇             |                             |             |                       |                     |                       |            |  | ШĶ            | が物                 | 均73                    | 迷        | 9       | \          | <u>—</u>    | ¥ 2               |               |
|                              | 当格                                 | 400万円         | -                           |             |                       |                     | 3万円                   |            |  |               | 中東                 | ,500                   | 息        | 95,000円 | 又(t        | 37,0        | K                 | r             |
|                              | 霞炎                                 | 5円            |                             |             |                       |                     | Ħ                     |            |  |               | 炭                  | 万円の                    | 利息月1割    | Ĕ       |            | 137,000円    | 建                 | à             |
| 見よ団                          | 会市                                 | ᄴ             |                             |             | <u> </u>              | 97                  | 偨                     | ۋ ئى       | <u></u> ₩ €                                    | # n           | 田                  | <del>世</del>           | 22       |         | 祏          |             |                   |               |
| はのたりでは、要より会社の業務一<br>切を任されていた | 会社の400万円の 唐務でしいて 事                 | 妻が代表者である      |                             |             |                       | ると説明。               | 多選                    | が乗りくまため振出。 | らて探し、 いつぎゅう 神典神典 中央 中央 神典神典 神典神典 神典神典 神典神 かんきん | 井済の猶予を受けれた賢い  | 円の債務につき,           | が事                     |          |         | 活費として費消。   | 用金          | X                 | Ŧ.            |
| 社を                           | <u>ه</u> ک                         | 裁             |                             |             |                       | )                   | 繁                     | E          | # <u>;</u>                                     | 強力            | 終                  | 業                      |          |         | 7          | 0           | E<br>II           | <b>₽</b><br>□ |
| が楽りが                         | Ĕ,ř                                | J<br>Z        |                             |             |                       |                     | 17 F                  | H 7        | い持つ合う  | 444           | S                  | <b>€</b>               |          |         | (費)        | 部(          | 定應日的者             | <b>?</b>      |
| 第一九一七                        | の事                                 | 10            |                             |             |                       |                     | 家の新築費にあて〇夫の月          | 7          | で 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1      | 受けれ           | Û                  | 53                     |          |         | 尚。         | 借用金の一部は生    | , "               | •             |
|                              |                                    | 〇範囲外          |                             |             | 色纖                    | T,                  | #0                    |            |  |               |                    | 7                      | 〇 無      | 쑖       | 龄          | M<br>M      | Ųщ                |               |
|                              |                                    | <u>類</u>      |                             |             | 程度。)範囲外               | <u>.</u>            | Ö                     |            |  |               |                    | /                      | 範囲外。     | Ĭ<br>Z  | 額          | 告           | が第日次の             |               |
|                              |                                    | 7             |                             |             | 7-                    | 出                   |                       |            |  | /             | /                  |                        | 3        | 額ではない。  | 2          | 皮告          | 事行                |               |
|                              |                                    |               |                             |             |                       | 声分                  | 94                    |            | /  |               |                    |                        |          | 6       | なな         | 双方          | が                 | 世             |
|                              |                                    |               |                             |             |                       | 25,                 | <b>珍</b> 32           | ,          |  |               |                    |                        |          |         | 失し         | EO.         | の意                |               |
|                              |                                    |               |                             |             |                       | 生活費は25,000円         | 5,00                  |            |  |               |                    |                        |          |         | 金額からみて決して少 | ○原告被告双方の主張の | 日常家事行為の範囲に<br>ついて |               |
|                              |                                    | 0             |                             | 0           | 0                     |                     | 収は約35,000〇761条の日常家事代理 |            |  |               | )                  | 0                      |          |         | <u>\</u>   | <u>v</u>    |                   |               |
|                              |                                    | ○110条の正当理由否定。 | 肯定。                         | ○110 条類推の正当 | 権となる。<br>○110条の正当理由肯定 | 権は110条の基本代理         | 761                   |            |  | )110条の正当理由肯定。 | 代理                 | ○妻との間に                 |          |         |            |             | 炭                 |               |
|                              |                                    | 祭の            | 6,4                         | 条類          | 権となる。<br>110条の正       | 11(                 | 祭の                    |            |  | 祭の            | 代理権あり。             | 9                      |          |         |            | ′           | 表見代理について          | mr            |
|                              |                                    | 東王            |                             | 雅(          | 里。                    | 籴                   | П <sub>1</sub>        |            |  | iii<br>H      | 9                  | 7                      |          | ,       |            |             | 理に                | 7)Ⅲ           |
|                              |                                    | 1距            |                             | Ξď          | 퍮                     | の基                  | 終                     |            |  | 理             | J                  | <b>₽</b> ~             |          | /       |            |             | نِ                |               |
|                              |                                    | 古否            |                             | 至示          | 曹                     | <b>水</b>            | 事什                    |            |  | 山地            |                    | 常家事                    | /        | /       |            |             | ž                 |               |
|                              |                                    | 最             |                             | 田田          |                       | 班                   | 阻                     |            |  | 肾             |                    | 車                      | $\angle$ |         |            |             |                   |               |
|                              | 70                                 | ρΠ            | 2 4                         | Ħ           | ٤                     | ם מ                 | Ħ                     |            |  |               | ā                  | 'n                     |          |         |            | Н           | 77 %4             | ř             |

| <u>@</u>                                   | <u>⑥</u>  | <u>③</u>   | - A 7   |   |
|--|---|--|---|---|
| 横浜地判   判 タ<br> 昭42.11.15   219-166         | 大阪地判<br>昭41. 5.31   | 大阪地判<br>昭40.12.3                                     | 東京地判<br>昭38. 2 · 22   |   |
| 判 タ<br>219-166                             | ジュリスト<br>372-6  | ジュリスト<br>359-3                                       | 945-31  |   |
| ψ  | 卅   | 嵌  | ж   |   |
| *  | 长   | 下  | 大要  |   |
|  | 长   | 平 思  |   |   |
| 10万円                                       | 长   | 长  | 超当権設定   |   |
| 夫名義で賦課され<br>た所得税及び夫婦                       | 长   | 长  | 60万円 夫が妻に無断で妻<br>抵当権設定の代理人と称して<br>夫・妻連帯名義で<br>夫・妻連帯名義で<br>借り受けた30万円<br>につき返済をせま<br>られたため。                                     | 理して できる |
| 夫名義で賦課され○左記の支払資金を借受<br>た所得税及び夫婦 ける行為は日常家事行 | ○妻が夫との共同生活にかかる日常の家事に関して夫の記名及び印鑑して夫の記名及び印鑑を用いて約束手形を振出したときは、夫は右約束手形について支払の義務あり。 |  |   |   |
|  |   | ○761 条は夫婦が 互に相<br>手方の代理人たる地位<br>を有することを定めた<br>ものでない。 | ○大たることは当然妻の<br>代理人たることを意味<br>しない。<br>○大がかつて妻から授与<br>された代理権消滅後。<br>かつてやした代理権の<br>動囲をこえて行為した<br>ものとして表見代理の<br>成否を検討一正当理由<br>否定。 |   |
| 7 % H                                      | e a II  |  | &<br>II   |   |

| 借財と  |
|------|
| 日常家事 |
| 争行為  |

|                                 | (S)   |         | *   | <i>∠</i> ⊭   | (S)                               |  |
|---------------------------------|---|---------|-----|--|-----------------------------------|--|
| 東京地判昭46.5.31                    | 展 判昭45. 2.27                                    | 1       | 胜 碞 | ⑪名古屋地判昭44.10.18  | 大阪高判<br>昭43. 5.31                 |  |
|                                 |   | 1823    |     |  | 31 🛎                              |  |
| 543-68                          | 金 法579-28                                       | 3-12-24 | 甲鱼  | 判 時576-74  | 金 法518-31                         |  |
| 内線大                             | <br>  | 76      |     |  | 機                                 |  |
| の  を を                          |   |         | -   |  |                                   |  |
| 内 内                             | 大<br>華<br>帶<br>衛                                |         |     | +  |                                   |  |
| 知 /かそがの内保。) (つの内未縁にた) 人 (て座縁と関あ | 庫用金   |         |     |  |                                   |  |
| 200万円                           | 长   |         |     | 4 万円   | 20万円の<br>約束手形                     |  |
|                                 |   | -       | -   |  |                                   | 今国の  |
|                                 | K   |         |     | 乗の知人が笊ぼ上に対し負担!<br>上に対し負担!<br>いた債務を借いた債務を借いた債務を借いたので。<br>えるにつざ、量<br>を入としてには                       | 越年資金と説明。                          | の居住する固定資産を   |
|                                 | 墨   |         |     | 妻の知人が従前貸主に対し負担していた債務を借り替いた債務を借り替えるにつき、妻が知人としてこれを保証するため。  | にあてる                              | の居住する家屋の<br>固定資産税を納付<br>するため。                        |
| ○内黎関係にも 761<br>適用あり。<br>○範囲外。   | ○妻が夫を代理して他人<br>の手形貸付取引契約の<br>連帯保証をなす権限は<br>範囲外。 |         |     | 妻の知人が従前貸○本件借財は実質上他人主に対し負担して の借財に対する保証契いた債務を借り替 約の締結にあたる。<br>えるにつき、妻が○範囲外。<br>知人としてこれを<br>保証するため。 | 越年資金にあてる〇家計は毎月7万円位。<br>と説明。 〇範囲外。 | の居住する家屋の 為。<br>固定資産税を納付○妻は第三者に夫の代理<br>するため。 権を授与できる。 |
| <b>※</b>                        | 急後の ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (       |         | _   |  |                                   | )代理  |
| 761 条の〇110 条類推の<br>否定。          | D110 条類推の<br>否定。                                |         |     | ○761 条の 家事代理権を<br>前提として夫が表見責<br>任を問われることはな<br>い。   | 〇110 条類推の<br>否定。                  |  |
| 正<br>当<br>理<br>由                | 由胚层卫  |         |     | 事代理権を<br>きが表見責<br>ことはな   | 正当理由                              |  |
| аαП                             | α<br>Π  |         |     | q<br>n   | Π<br>α<br>e                       |  |

| © 東京地判<br>昭53.11.1  | ® 松山簡判<br>昭52. 4. 25  | ® 東京地判<br>昭49. 4.15   | ⑩ 東京高判<br>昭48.12.3   |
|---|---|---|--|
| 判 時<br>931-78   | 世<br>878-95   | 判 時755-77   | 金 商<br>405-13  |
| ᄴ   | ₩   | 妻の弟   | 州  |
| 妻夫  | 表 夫 連集  | 大 連保<br>帯開  | 大 大 ( 本  |
| サ業ラの名名  | 会<br>秘<br>会   | 方 后 用 朱   | 庫用金  |
| 100万円<br>日歩30銭  | 30万円  | 50万円  | 20万円   |
| 長男の旅行費用と説明。   | 夫の入院費(原告貸主の主張)。   | 弟の事業の営業資<br>金。<br>○   | 長男の大学入学の○範囲外。<br>ための費用にあて<br>ると説明したが、<br>借受の実際の目的<br>は上司との外治費<br>用の調達にあっ<br>た。                 |
| ○本件借財当時婚姻関係<br>は破綻に瀕していた。<br>○左記の借財の目的はた<br>やすく措信し難く,範<br>囲外。 | 〇貸主の妻に対する訴訟<br>係属中妻が死亡し、夫<br>らが受継。<br>〇夫の連帯責任について<br>一夫は当時20万円位の<br>生活費を妻に渡す。30<br>万円は高額であり範囲 | ○妻が夫を代理して他人の債務を保証することは、範囲外。<br>○妻の弟を「復代理人」<br>といえるか疑問がない<br>わけではない。 | 〇範囲外。  |
| 〇110 条類推の 正当理由<br>否定。   | ○110 条類推の 正当理由<br>否定。   | ○110 条類推の 正当理由<br>否定。   | ○大は妻に表見代理の基礎となるべき基本代理権を授与していないし、貸主には妻に代理権があると信じたことに重大な過失がある。○貸主は110条類推による表見代理に関する主張立証を全くしていない。 |
| сαЩ   | H   | дьαп  | пα   |

借財と日常家事行為

| <u>®</u>   | 8   | (8)                                   |
|--|---|---------------------------------------|
| 昭56. 12. 22  | 東京地判 判 夕昭56.11.26 3462-119  | 29 名古屋地判<br>昭55.11.11                 |
| 997-42   | 判 夕<br>9 462-119  | 判 時<br>1015-107                       |
| (保)  | ₩   | 嵌                                     |
| 代  | <del> </del> <del> </del> <del> </del> <del> </del>   | 朱                                     |
| 庫用金  | 庫信<br>田<br>金  | 相互銀行                                  |
| 150万円  | 2000万円<br>大所有の土<br>地産物に検<br>抵当権設定   | 150万円                                 |
| 台所改修及び諸設庸購入とするローン融資申込曹を規出したが、150万円を湯沸田中30万円を湯沸田中30万円を湯沸田中30万円を湯沸器の購入設置代及び台所内壁の補修で、7万円大に使い、7万円を長男の治療費にを長男の治療費にな刑、残額の使途は不明。  | 5000万円 子供のためのホテ夫所有の土ル敷地購入代金及夫所有の土ル敷地購入代金及地産物に根び店舗改装費にあ抵当権設定でると 説 明 したが、実際は知人に宝石買付資金を融通してやるため。   | 医療費及び生活費<br>に使うと説明。                   |
| 台所改修及び諸設 〇昭和50年度の夫の給与 ○借財時には夫は遠洋漁  |   | 医療費及び生活費〇夫の月収は約37万円。<br>に使うと説明。 〇範囲外。 |
| 〇借財時には夫は遠洋漁業で出漁中。<br>※で出漁中。<br>〇本年借財の1ヶ月へらい前、妻は本年貸主から夫に無断で夫を<br>古夫、自己を連帯保部人として30万円借受けている。この30万円は本年借財の直前に一括返済。<br>〇150万円の借財がすべて同夫婦の日常家事にて周末るとか、通常の代理権ありとか信じたとすれば軽率。 | ○妻は夫の営業に関し、<br>日常的な範囲の業務執<br>行について、夫を代理<br>する権限を有してい<br>する権限を有してい<br>た。<br>○妻らが巧妙な替玉偽装<br>工作を行ない、担当者<br>に偽装工作を見抜くに<br>とを要求するのは酷な<br>状況にあった。 | ○110 条類推の 正当理由<br>肯定。                 |
| n a H  | B   | aαΠ                                   |

| <u> </u>  | <u> </u>   |  |
|---|--|--|
| 昭60. 2.14   | 京都地判<br>昭60. 2. 5  | 横浜地判昭57.12.22  |
| . 2. 造  | 京都地判   | 横浜地判<br>857.12.2   |
| · 14  | . 5  | 判<br>. 22  |
| 109   | H &  | 492  |
| 1093-42   | 金 法1113-41   | 判 <i>タ</i><br>492–109  |
|   |  | 99   |
| *   | 状  | +  |
| 淵   | 數尖   | 夫妻   |
| 數同學   | 直質   | リ会   |
| 農業協 農協取引契<br>同組合約及び消費<br>貸借契約   | 信用保1000万円に信用保証委託申込<br>証協会つき信用保書に、資金使途を<br>証委託契約酒店と酒場の改築<br>資金及び商品増加<br>仕入代と記載した<br>が、実際は知人に<br>融資するため。                 | × 117,600円 給料日が月初めで○範囲外。<br>社 遅延損害金生活費がなくなっ<br>日歩30銭 たと説明。貸主の<br>係員は 用 途 欄 に<br>「家事費用」と記<br>載。 |
| 數約資   | 買 200  | 117 建复日表   |
| <b>農協取引</b>   | 700個点  | 117, 600 <br>遅延損害<br>日歩30銭   |
| 農筋取引製約及び消費管理約   | 円用契に保然   | )0円<br>会普<br>金   |
|   | 信書価質化が配  | 給生た係「載浴に見る。  |
|   | 信用保証委託を書に、資金使込<br>書に、資金使込<br>酒店と酒場の可<br>資金及び商品が<br>任入代と記載し<br>が、実際は知」<br>融資するため。                                       | 給料日が月初め<br>生活費がなくな<br>たと説明。貸主<br>たと説明。貸主<br>た員は 用 途 欄<br>係員は 用 途 欄                             |
|   | 証資酒びと際る多金巻を記べた   | がお馬用費がる男用費   |
|   | 託使の品載知め  | 初く資金引  |
|   | 1000万円に信用保証委託申込つき信用保書に、資金使途をご委託契約 酒店と酒場の改築 資金及び商品増加 仕入代と記載したが、実際は知人に融資するため。  | ス 117,600円 給料日が月初めで<br>社遅延損害金 生活費がなくなっ<br>日歩30銭 たと説明。貸主の<br>係員は 用途 欄に<br>「家事費用」と記<br>載。        |
|   |  | O <sub>m</sub>   |
|   |  | 趙  |
|   |  | *  |
|   |  |  |
|   |  |  |
| •   |  |  |
| )   |  |  |
| ○<br>夫のでよをた告普わ済名替夫ら<br>に男 ・と作り 真れる 墓々になっ  | 日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本  |  |
| は実「り借り人通たを義えに従って民人」   | 通常の営業の<br>互いに代理権<br>原告の係員は、<br>原告の係うは、<br>託申込者の意<br>理権存否の確<br>理権存否の確<br>原告にとって<br>別告にとって<br>的な調査事 あ<br>た。              | 7110条否定。   |
| 本印本8の前に行り受りら対前(件を件回受波対金払け普等しの、  | のこの立字に覇 宮代係者否と査 回  | 類  |
| 契用農にけ金すか戻,通し上取、終い協れ,さるピスカガ六告弓   | 業理員ののっ事 当の格は意味で  | 無の   |
| 決兵本年契約前に、<br>の実日を用いて妻名<br>の実日を用いて妻名<br>、本年農協(上告、<br>より8回におたり金<br>を借り受け、7回に<br>たり前渡金を受領し<br>たり前渡金を受領し<br>たりが東又は引海<br>がを受け、かつ3回<br>がを受け、かつ3回<br>がを受け、かつ3回<br>がを受け、かつ3回<br>がを受けたが、妻<br>特える等したが、妻 | 通常の営業の範囲/互いに代理権あり。<br>互いに代理権あり。<br>原告の係員は、保証<br>記申込者の意思又は<br>理権存否の確認とい<br>理権存否の確認とい<br>関告にとって最も基<br>的な調査 事 務 を 点<br>た。 | H  |
| 夫は本件契約前に、要の実印を用いて妻名数の実印を用いて妻名数の実印を用いて妻名数より8回におたり金貝を借り受け、7回におたり前漢金を受領し上作人に対する妻名数の作人に対する妻名数の計通用金から315回におたり故戻又は引落決な受け、かつ3回大ながを受け、かつ3回大ながの背通預金に振りなが、妻に対し上作人とこれら統前の取引をするた                          | 通常の営業の範囲内で<br>互いに代理権あり。<br>原告の係員は、保証委<br>託申込者の意思又は代<br>理権存否の確認という<br>原告にとって最も基本<br>的な調査事務を怠っ<br>た。                     | )110 条類推の 正当理由<br>否定。  |
|   |  |  |
| В   | B  | саΠ  |

借財と日常家事行為



※1 最判昭44.12.18民集23-12-2476については、髙森②43頁以下参照。

借財を担保するために他方名義の不動産に抵当権等が設定された事案で、 高判昭48. 7.31金商379-14)については上記図表より割愛した。 20金商327-17,東京地判昭47.11.21判時705-67,東京高判昭50.1.29,金商465-18,東京地判昭47.12.19判時708-51,東京 高森②において検討した判例(東京地判昭47.6

## 参考文献一覧

## 涚

中川 淳「家事債務と表見代理」Law School No. 34 一三〇頁。三島 宗彦「日常家事債務の連帯責任」家族法大系Ⅱ二四八頁。鍛治 良堅「日常家事債務に関する理論構成」法律論叢四八巻四~六号三〇九頁。

同「夫婦の家事代理権」民法学7一〇六頁。

右近 伊藤 同 健男「日常家事債務の連帯責任と表見代理」民法の争点Ⅰ二〇二頁。 「民法七六一条についての一考察」法律論叢四一巻四~六合併号四○八頁。 「家事債務の連帯責任」判例演習講座民法Ⅱ五八頁。

同「金銭借用と日常家事債務」金法一〇五一号六頁。

於保不二雄「表見代理」民法演習I一六七頁。加藤、永一「家事債務と夫婦財産関係」新民法演習5四四頁。

敏文「日常家事代理権と表見代理」判例タイムズ六五○号六一頁。

健一表見代理制度」民法基本問題一五○講Ⅰ一八六頁

日常家事債務の連帯責任と表見代理」演習民法(親族・相談)

松嶋由紀子「日常家事債務と表見代理」演習民法(総則・物権)二〇〇頁。 幸二「日常家事代理権と表見代理」法学教室第二期第七号一二四頁。

次郎「日常家事債務の連帯責任」経済理論七三号五九頁。

正也「家事債務と夫婦財産関係」民法演習五、二七頁。

侑子「クレジット・カードと夫婦財産関係」杏林社会科学研究一巻一号五六頁。 康「不動産売却行為と日常家事行為」民事研修一四○号一三頁。

純夫「日常家事債務の連帯責任」民法講座7一二五頁。 康子「夫婦間の日常家事代理権と表見代理」新版・判例演習民法5四三頁。

高橋忠次郎「日常家事債務と表見代理」現代社会と民事法一四一頁。

孝子「日常家事債務と表見代理」現代判例民法学の課題七六二頁。

加藤美穂子「日常家事債務と第三者保護」取引保護の現状と課題一八七頁。

「他方名義の不動産処分と日常家事行為」 関法三八巻四号一頁。

髙森八四郎・髙森哉子|夫婦の日常家事行為と表見代理」名城法学三八巻別冊本城武雄教授還暦記念論文集一九頁。

「判批 (大判昭和八年一○月二五日)」判民昭和八年度一七九事件。 (広島高判昭和二六年三月五日)」民商二八巻四号七〇頁。

(広島高判昭和二六年三月五日)」 立命館法学二巻一一六頁。

(広島高判昭和二六年三月五日)」 ジュリスト四七号一九頁。 (最判昭和二七年一月二九日)」 民商二八巻五号三三七頁。

```
西川
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     國府
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      最高裁民事調査官室「判研(最判昭和二七年一月二九日)」判例タイムズ一八号四九頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      卓次
                                                                                                                                                                                                   則雄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    次郎
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      邦夫
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      唆一「判批(最判昭和二七年一月二九日)」判例演習(民法総則)一八五頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           郎郎
                                                                                                                                                                                                                                                                                                    剛
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         「判研(最判昭和二七年一月二九日)」近大法学一巻一号。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     「判批
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       判批(最判昭和二七年一月二九日)」家族法判例百選(第一版)四三頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (東京高判昭和三七年六月一九日)] 民商四九巻二号二四六頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (最判昭和二八年一二月二八日)」 判夕三七号四八頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (最判昭和二八年一二月二八日)」民商三○巻五号四五一頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (東京地判昭和四一年五月九日)」 法時三九巻二号一一七頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (東京高判昭和三七年六月一九日)」法時三四巻一一号一〇〇頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (東京高判昭和三七年六月一九日)」 判夕一七二号八六頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (最判昭和三六年一月一七日)」判解民昭和三六年度1事件。
                             (最判昭和四四年一二月一八日)」昭和四五年度重要判例解説ジュリスト四八二号六九頁。
                                                                 (最判昭和四四年一二月一八日)」民法の判例(第二版)二八頁。
                                                                                                                                                                                                 (最判昭和四四年一二月一八日)」家族法判例百選 (第三版) 四四頁。
                                                                                                                                                                                                                                 (最判昭和四四年一二月一八日)」判例評論一四○号(判時六○二号) 二三(一二九) 頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                  (名古屋地判昭和四四年一○月一八日)」法時四二巻四号一三四頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (東京高判昭和三七年六月一九日)」 同志社法学八二号四一頁。
(最判昭和四四年一二月一八日)」 民法判例百選Ⅰ (第二版) 八六頁。
                                                                                                  (最判昭和四四年一二月一八日)」曹時二二巻八号一六○頁、判解民昭和四四年度九七事件。
                                                                                                                                (最判昭和四四年一二月一八日)」民商六三巻三号一三二頁、代理理論の基礎的研究四四○頁。
                                                                                                                                                                  (最判昭和四四年一二月一八日)」法協八八巻七・八号七六二頁。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         「判研(最判昭和二七年一月二九日)」法協七二巻一号九二頁、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           判民昭和二七年度五事件。
```

(最判昭和四四年一二月一八日)」家族法判例百選(新版)五三頁。

原田 髙森八四郎「判批 健男「判批 純孝「判批 敬三「判批 康夫「判批 「判批 (最判昭和四四年一二月一八日)] 民法判例百選Ⅰ (第三版) 七六頁。 (大阪簡判昭和六一年八月二六日)」 判夕六三五号七八頁。 (東京地判昭和五五年一二月二五日)」 法時五六巻三号一一九頁。 (名古屋地判昭和五五年一一月一一日)」ジュリスト七七二号二〇九頁。 (最判昭和四四年一二月一八日)」手形研究三三六号七二頁。 (最判昭和四四年一二月一八日)」 民事研修一五七号四五頁。 (川越簡判昭和六二年一二月八日)」ジュリスト九〇七号八一頁。 (最判昭和四四年一二月一八日)」家族法判例百選(第四版)一六頁。